平成２４年度文部科学省大学間連携共同教育推進事業採択
『大学間発達障害支援ネットワークの構築と幼保専門職業人の養成』

平成 26 年度　外部評価報告書

平成２６年１２月

大学コンソーシアム佐賀
大学間連携共同教育事業外部評価委員会

目次

Ⅰ　外部評価委員会実施概要

Ⅰ　外部評価委員会実施概要

１　外部評価委員会実施日程

期　間　平成 26 年 10 月上旬～12 月下旬

会　場　佐賀大学本庄キャンパス　教養教育１号館１階　教養教育会議室

１）第１回外部評価委員会（10 月６日（月）15:00～17:00）

1	１５：００～１５：０５	開会の挨拶
2	１５：０５～１５：１０	外部評価委員会委員の自己紹介
3	１５：１０～１５：１５	大学コンソーシアム佐賀関係者の自己紹介
4	１５：２０～１７：００	外部評価委員会　　※大学コンソーシアム佐賀関係者　同席 ① 委員長の互選 ② 外部評価委員会実施要領（案）について ③ 自己点検評価報告書の概要について
5	１７：００	閉　会

２）書面評価（10 月７日～10 月 31 日）

（1）外部評価委員は「書面評価に基づく意見・質問書」を大学コンソーシアム佐賀に提出

（2）「書面評価に基づく意見・質問書」に対する大学コンソーシアム佐賀からの回答

（3）外部評価委員は「外部評価書」を大学コンソーシアム佐賀に提出

３）第２回外部評価委員会（11 月 12 日（水）14:30～16:30）

1	１４：３０	閉　会
2	１４：３０～１４：４５	書面評価に基づく意見・質問書に対する回答等について質疑応答 （※終了後，大学コンソーシアム佐賀関係者　退室）
3	１４：４５～１６：００	外部評価委員会 ① 外部評価報告書の作成について ② 外部評価結果について
4	１６：００～１６：３０	講評　　（※大学コンソーシアム佐賀関係者　入室）
5	１６：３０	閉会の挨拶

４）外部評価報告書の提出（12 月 26 日（金））

（1）外部評価委員会は「外部評価報告書」を取りまとめ，大学コンソーシアム佐賀に提出

２　外部評委員会委員名簿

氏名	職名等
岩間　吉治	一般社団法人大学コンソーシアム熊本　事務局長
黒田　秀樹	学校法人黒田学園　きらきら星幼稚園　園長
平野　亙	公立大学法人大分県立看護科学大学 広域看護学講座　保健管理学研究室　准教授
◎　牧　正興	福岡女学院大学 人間関係学部　子ども発達学科学科長　教授

※　◎は委員長

３　大学コンソーシアム佐賀出席者名簿

氏名	職名等
瀬口　昌洋	大学コンソーシアム佐賀 実施委員会委員長 佐賀大学　理事・副学長（教育・学生担当）
園田　貴章	事業推進責任者，学生教育・現職研修 WG 長 佐賀大学　文化教育学部　教授
鬼塚　良太郎	大学間発達障害支援ネットワーク WG 長 九州龍谷短期大学　保育学科　准教授
青木　研作	教育質保証 WG 長 西九州大学　子ども学部　心理カウンセリング学科　准教授
水田　茂久	大学間連携共同教育事業マネジメント会議 委員 佐賀女子短期大学　こども学科　准教授
中島　範子	統括支援コーディネーター 佐賀大学　文化教育学部　特任助教
安倍　武司	佐賀大学　学務部長
松尾　訓	佐賀大学　学務部　教務課長
出雲　大輔	佐賀大学　学務部　教務課　課員
岩永　尚樹	大学コンソーシアム佐賀事務局　コーディネーター

※その他，大学コンソーシアム佐賀関係者が陪席

Ⅱ　外部評価委員会　実施要領

Ⅱ　外部評価委員会実施要領

１）実施目的

大学コンソーシアム佐賀大学間連携共同教育事業実施委員会（以下，「実施委員会」という。）が自ら行う点検評価（以下「自己点検評価」）及びその評価の結果についての，実施委員会以外の者による検証（以下「外部評価」という。）は，実施委員会が行う事業等の質的向上を図り，その運営全般の改善・改革に資するとともに，事業等を活力豊かに発展させ，もって，大学間連携共同教育推進事業（以下，「本事業」という。）の目標・計画を達成し，ステークホルダーや社会からの負託に応えることを目的とする。

２）実施方法

（委員会方式）

外部の有識者を外部評価委員会委員として招聘し，自己点検評価報告書の書面審査，討論による評価を依頼する。外部評価委員会は，評価報告書を実施委員会委員長に提出する。

３）評価項目・評定基準

外部評価委員は，下記の評価項目に関する見解を述べ，評定基準をもとに評定を行う。

【評価項目】
①連携取組の当初の目標や成果に対する進捗状況について
②大学間共通教育プログラムである
「子ども発達支援士養成プログラム」の構築と実施状況について
③ステークホルダーとの協働について
④連携校間の役割分担について
⑤事業内容を普及させる取り組みについて
⑥補助金の執行状況について
⑦課題と対策についての提言等

【評定基準】
①～⑤について，それぞれ次の５段階で評定する。
Ⅴ：特筆すべき進捗状況にある
Ⅳ：順調に進んでいる
Ⅲ：おおむね順調に進んでいる
Ⅱ：やや遅れている
Ⅰ：重大な改善事項がある
⑥について，３段階で評定する。
Ⅲ：適正に執行されている
Ⅱ：一部に改善点がある
Ⅰ：適正に執行されていない

４）外部評価委員の構成

大学コンソーシアム佐賀大学間連携共同教育事業外部評価委員会に関する内規第３条に規定。

５）外部評価結果の活用

(1) 外部評価結果を積極的に活用し，今後の本事業の改善方策及び改善計画の実施に努める。
(2) 外部評価の結果について，大学コンソーシアム佐賀内外に公表するものとする。

Ⅲ　外部評価結果

Ⅲ　外部評価結果

１　項目ごとの評価・評定

項目①　連携取組の当初の目標や成果に対する進捗状況について

→評定結果【Ⅳ：順調に進んでいる】

幼児教育の専門職業人をめざす学生の専門性を向上させる大学間共通教育プログラムの共同開発や大学間発達障害支援ネットワークの構築に向け,真摯な取り組みが見られる。事実,「子ども発達支援士（基礎）養成プログラム」の受講登録者数は 378 名にも達し，学生の関心度の高さが窺い知れる。同時に，平成 25 年度の連携校卒業生 119 名に対し 100 名が資格を取得，かつ，認定者の 90%以上が幼稚園・保育所・認定こども園・児童養護施設等・小学校に就職したことは，当初の目標を達成しており，評価に値する。

項目②　大学間共通教育プログラムである「子ども発達支援士養成プログラム」の構築と実施状況について

→評定結果【Ⅳ：順調に進んでいる】

先ず初めに，本プログラムの構築には，大学コンソーシアム佐賀の特色が最大限に生かされていることが特徴でもあり，かつ，本プログラムがスムーズに実施されている源であると思われる。各事項ごとに目標が設定され，常に評価し，その度に課題と対策が講じられ，その結果，次年度にはバージョンアップされたプログラムになっていることが伺い知れ，順調に進んでいるものと評価できる。さらに，確かな支援力を持った幼保専門職業人の養成を支える大学間の共通プログラムが，幼稚園や保育所等のアンケート調査の結果を踏まえて作成されていることを大きく評価したい。

今後の課題としては,学修の到達度などアウトカム評価の方法等の検討が必要と考える。

項目③　ステークホルダーとの協働について

→評定結果【Ⅳ：順調に進んでいる】

平成 24・25 年度ともに約 80 ページの報告書を作成し，平成 26 年度では，7 機関の代表からそれぞれに評価を含めた感想の投稿があり，本事業に対する関心の高さ，協力への認識が高まっていることが伺い知れる。活動内容の周知をステークホルダーに行いつつ，そのニーズに基づき，現職者の研修計画を進めていることを評価したい。今年度中に作成予定の幼稚園，保育所現職者対象の体系的な研修プログラムにも期待している。

ただ，事業の円滑な立ち上げのために，関係団体を各大学がこれまで提携関係にあった組織等に限定したことは了解できるとしても，アウトカム評価やネットワークの実質的な展開を考えれば，連携先を拡大するための努力が必要な段階にあると考えられる。具体的

には，事業開始から２年が経過した段階で，事業開始時に構築された現在のネットワークを，これからどのように拡げていくのかというビジョンが不明確であることが指摘できよう。ネットワークの入口から出口までを考慮したときに，幼児期の健診等を通して，連携校の療育機関で引き受けることとなった子どもや家族とどう関わり，どこに繋いでいくのかというような，出口（次の展開）を検討する段階にきていることが考えられる。今後，達成度評価を行う上でも，大学間でのネットワークのみならず，その他の機関とのネットワークを拡げることで得られる多様な視点からの評価も必要であると考える。

項目④　連携校間の役割分担について

→評定結果【Ⅳ：順調に進んでいる】

連携校間の合理的で効果的なプログラムが展開されていると考えられる。連携することによって，幅広い活動や取り組みが可能となっている。マネジメント会議他，３つのワーキンググループが機能的に働いており，一つの機関に特化して動いているのではなく，それぞれが各機関の役割・特色をしっかり認識し，協力的に動いていることは，各グループ長の努力もさることながら，全メンバーの努力と積極的な姿勢によると考えられ，高い評価に値する。

また，本資格取得のための学習の到達度評価は最も重要で容易には解決できない課題であるが，履修カルテシステムにより学生自らが到達状況をチェックできることは大変有益であり，連携校間の格差是正に大きく寄与していると考える。かつ，関係教員の負担への配慮もあり，課題への対処の方法も考慮されていると思われる。今後も，連携のメリットを活用していく方策を探ってほしい。

項目⑤　事業内容を普及させる取り組みについて

→評定結果【Ⅲ：おおむね順調に進んでいる】

さまざまな角度から本事業の普及に努められており，常に課題と対策を提起されていることは，次年度に大きく役立つものであり，引き続きマネジメント会議や３つのワーキンググループの他，幅広くステークホルダーの意見を集約し，取り組んで行くことで更にその意義が見えてくる。共同ＦＤ研修や学会等での報告，また，ＨＰの開設などの広報活動は，順調に進んでいると思われる。

今後，その効果や成果を分析した取り組みを行っていくことを願いたい。

項目⑥　補助金の執行状況について

→評定結果【Ⅱ：一部に改善点がある】

自己評価で掲げられているとおり，一部，当初の計画から変更された事項等が見受けられたことに関しては，今後，改善の余地があると感じるが，全体としてはこのことによって大きな問題が生じているとは考えられない。

項目⑦　課題と対策についての提言等

「子ども発達支援士（基礎)」資格の次ステップである「子ども発達支援士」本資格において，大学間共通評価観点として「保護者に対する支援力」が掲げられているが，知識の獲得だけではなく，ネットワークを活かして専門家と連携・協力しながら問題解決を図る実践的な能力の修得や,家庭状況を正確にアセスメントしながら,問題解決に向かって,他の専門家に繋いでいく等の家庭・保護者を中心に支援をネットワーク化できるようなマネジメント能力の修得も今後の課題となろう。

かつ，平成 25・26 年度の事業を踏まえ，特に平成 26 年度の後半，資格認定に向け，学生への包括的な支援を行って頂き,平成 26 年度卒業生(登録学生)全員が認定されるよう,各大学の先生方のご努力を期待すると共に,「子ども発達支援士」への取り組みについても,更なる充実を図って頂きたい。そうした意味からも,「子ども発達支援士」が，資格だけの資格にならないようにしなければならない。現場に添いながら，現場とも連携しながら成長していけるようなプログラムになるよう祈りたい。

障がいのある子どもやその保護者を支援するためには，高度な能力を持った人材が必要なだけではなく，そのような人材が活躍できるシステムを構築することが重要で，本来の目的でもあろう。また，小学校では，特別支援教育や通級などが取組まれているが，保護者が認識･納得していない場合を含め,通常の学級にも困り感を持った子どもは存在する。このような子どもたちを支援するためにも，今後小学校教員免許を目指す学生も,「子ども発達支援士」の資格を持つ必要があると考える。

２　総括

発達障害の支援プログラムを構築・実現するための「大学間発達障害支援ネットワークの構築と幼保専門職業人の養成」は，平成24年度文部科学省大学間連携共同教育推進事業に採択された取り組みである。本取組は，幼児教育の専門職業人を目指す学生の専門性をさらに向上させることにより，発達障害のある幼児がニーズに合った療育を幼稚園や保育所で受けることが出来るようにするため，３つの事業を進めることにある。

その一つは，発達障害等をテーマとする大学間共通教育プログラムを共同開発することにある。小児保健，心理，教育・保育，福祉・家族支援の各分野にわたる体系的知識の習得と支援実習により，幼児が持つ「困り感」をさまざまな視点から捉える力の育成と，支援スキルの習得に重点をおくことである。また，大学間共通評価観点を設けるほか，連携校教員の共同研修の実施,「子ども発達支援士（基礎)」(大学コンソーシアム佐賀認定）等の認定により,教育の質保証も図る。二つ目は,連携校が有する療育指導資源を生かして，大学間発達障害支援ネットワークを構築し，支援実習に活用するほか，地域の療育ニーズに対応することである。三つ目は，ステークホルダーに企画段階から参加を求め，外部評価も受け，事業の継続的発展を図ることである。

以上の事柄をもとに平成24年度に採択された本事業は，同25・26年度を通して本格的な実践へと繋げられ，外部評価結果に示されるように，総じて順当な歩みを続けられていることが伺える。佐賀県内に存在する５大学すべてが幼稚園教諭もしくは保育士の養成を行っているという特性・共通性を生かし，今日求められている「それぞれの大学等における教育・研究等の特色を尊重し，相互に連携・協力することで，教育・研究の質的向上に資するとともに，地域社会の振興へ貢献すること」を目的とした大学コンソーシアム佐賀で実践される「子ども発達支援士」の養成という本事業は，今日的状況から鑑みて全国レベルでも大きな期待が寄せられるところでもある。まだ，本格的な実績を知るには日が浅いが，概算上，毎年100名の資格取得者の約90%の割合で幼稚園，保育所の現場に輩出されることは，長期的に見るとこの子らの理解，支援への大きな活力となることは疑う余地もない。しかも，障がい児の多くは小学校入学後の支援に付されていたが，幼児期を中心に置いた本事業の成果は，今後保護者を含め，諸教育・保育現場の大きな励みとなろう。

今後の課題としては，可能な限り多くの学生に受講・継続させていくためには，何をすべきかを検討し，同時に，現職者研修の取り組みに観点を置いた意義深く魅力ある内容のプログラム作成も必要となろう。そのためにも，ＷＧ委員やコーディネーターだけではなく，プログラム開講科目の担当教員として事業に関わっている先生方の意見等をネットワーク化することにより，連携校間の教員が，互いに刺激し合いながら課題を共有することが出来るという点は，幼児教育のバックグラウンドにもいい影響を及ぼすと考えられるため，それにより得られた効果を，より前面に見せていく必要もあろう。

平成26年12月26日
委員長　　牧　正興

Ⅳ　参考資料

Ⅳ　参考資料

１　会議記録

１）第１回外部評価委員会（10 月 6 日（月）15：00～17：00）

○外部評価委員会に先立ち

事務局から，委員長が決定されるまで，事務局の方で進行を務める旨，発言があった。

大学コンソーシアム佐賀大学間連携共同教育事業実施委員会（以下「実施委員会」という。）の瀬口実施委員長から,外部評価委員の就任に対する御礼と併せて,外部評価委員会開会の挨拶が行われた。また，外部評価委員から，自己紹介と挨拶が行われた後，大学コンソーシアム佐賀関係者及び陪席者から，自己紹介と挨拶が行われた。

次に，事務局から，外部評価の実施日程についての確認が行われ，外部評価委員には，平成 26 年 10 月末までに「外部評価書」を事務局に提出していただく旨，また，外部評価委員長には，第２回外部評価委員会終了後に,「外部評価報告書」を実施委員会委員長に提出していただく旨の発言があった。

○外部評価委員会委員長の選出について

事務局から,「大学コンソーシアム佐賀大学間連携共同教育事業外部評価委員会に関する内規」第５条の規定により，委員長は委員の互選により，福岡女学院大学の牧正興氏が選出された。

○議題１　大学コンソーシアム佐賀大学間連携共同教育事業外部評価委員会実施要領（案）について

牧委員長から，大学コンソーシアム佐賀大学間連携共同教育事業外部評価委員会実施要領（案）について，園田事業推進責任者から説明していただく旨，発言があった。

園田事業推進責任者から，資料１により，実施要領（案）の内容について説明があった。

黒田委員から，実施要領（案）の評価項目「⑦課題と対策についての提言等」について質問があり，園田事業推進責任者から，⑦については，評価項目①～⑥とは異なり，評定基準による評定は行わず，提言等があれば外部評価書に記載していただくよう回答があった。

審議の結果，案のとおり，了承された。

○議題２　平成 26 年度自己点検評価報告書の概要について

牧委員長から，平成 26 年度自己点検評価報告書の概要について，説明していただく旨，発言があった。

園田事業推進責任者から，資料２，３，４により，平成 26 年度自己点検評価報告書の概要について説明があり，補助金の計画的な執行状況に関する内容については，出雲課員から説明があった。

平野委員から，親の会のような団体が連携機関に名を連ねていない旨，また，本事業における対象者である発達障害をもつ幼児（当事者）の代弁者という役割を持つ保護者と本事業との関連性が見えてこない旨について質問があった。

園田事業推進責任者から，いくつかの親の会に対して，その親の会が行っている活動を，支援実習の実習先とさせていただくよう要請を行い，実際に，実習生を受入れていただいているが，本事業においては，幼稚園や保育所等といった公的な機関を，連携機関として共同事業を進めている旨の回答があった。

平野委員から，今後，本事業を発展させていく上で，保護者が主体的に事業に参加できるようにすることが必要ではないか，といった旨の発言があった。

園田事業推進責任者より，今後その点を考慮したい旨の発言があった。

〇次回開催について

事務局から，外部評価の実施スケジュールについて，改めて説明があり，第２回外部評価委員会について，平成 26 年 11 月中旬から下旬の間で実施できるよう日程調整を行う旨，確認された。

２）第２回外部評価委員会（11 月 12 日（水）14：30～16：30）

○審議１「外部評価報告書」について

審議の結果，審議事項２で議論した内容を，後日，委員長がまとめ，事務局を通して各委員に照会しながら報告書の作成を進めていくこととなった。なお，評価項目ごとの評定については，今回の委員会の中で決定させることが確認された。

○審議２「外部評価結果」について

各評価項目に対する評定の決定及び意見等が以下のとおり行われた。

項目①　連携取組の当初の目標や成果に対する進捗状況について
→評定結果【Ⅳ：順調に進んでいる】

（意見等）
・特になし

項目②　大学間共通教育プログラムである「子ども発達支援士養成プログラム」の構築と実施状況について
→評定結果【Ⅳ：順調に進んでいる】

（意見等）
・特になし

項目③　ステークホルダーとの協働について
→評定結果【Ⅳ：順調に進んでいる】

（意見等）
・事業開始から２年が経過した段階で，事業開始時に構築された現在のネットワークを，これからどのように拡げていくのかというビジョンが不明確。ネットワークの入口から出口までを考えたときに，健診等を通して，連携校の療育機関で引き受けることとなった子どもや家族とどう関わり，どこに繋いでいくのかというような，出口（次の展開）を検討する段階にきている。今後，達成度評価を行う上でも，大学間でのネットワークのみならず，ネットワークを拡げることで得られる多様な視点からの評価も必要であると考える。（平野委員）

項目④　連携校間の役割分担について
→評定結果【Ⅳ：順調に進んでいる】

（意見等）
・履修カルテシステムは，事業として力を注いでいることが分かった。（牧委員長）
・ＷＧ委員やコーディネーターではなく，プログラム開講科目の担当教員として事業に関わっている先生方の意見（プログラムが実施されて良かった点等）は，どのようなものがあるのか。ネットワーク化により，連携校間の教員が，互いに刺激し合いながら話題を共有することが出来るという点は，幼児教育のバックグラウンドにもいい影響を及ぼすと考えられるので，それにより得られた効果を，より前面に見せていく必要もある。（平野委員）

・特定の教員だけが負担し，推進していく形だと事業も継続することは困難である。特に補助金支援終了後は，教員の負担に配慮し，各大学の特色を維持しながらも，一定の水準を保ったままプログラムを進めていくための検討が必要である。（平野委員）
・ＷＧが核になると考える。ＷＧが具体的にどういう活動を行い，ＷＧ間でどのように関わっているかという点が，もう少し見えやすくなるとよい。（黒田委員）
・補助金支援が終了したときに，現在のＷＧが継続して稼動することが可能か。やっていかなければならないが非常に難しい問題である。（牧委員長）
・補助金支援終了後の人員配置（コーディネーター等）も課題である。（岩間委員）
・小学校教論を目指す学生が多く在籍する４年制大学におけるプログラム受講者数や資格取得者数を維持・向上させることで，質の高さを確保できると考える。（牧委員長）
・幼稚園教諭・保育士を目指す学生だけではなく，小学校教諭を目指す学生にも，必要な基礎的能力として，このプログラムを通して，発達障害支援を学んでほしい。（平野委員）
・幼稚園，保育所等の現場での困りが一番大きな課題である。大分では，保育士コーディネーター研修を開始し，子どもに対して，誤った対応を行っている保育士や若い保育士向けに，研修を行っている。小学校等では，教育委員会が介入してはいるものの，教員間での能力差は否めない。（平野委員）
・小学校では，特別支援教育や通級などが取組まれているが，保護者が認識・納得していない場合を含め，通常の学級にも困りを持った子どもは存在する。このような子どもたちを支援するためにも，小学校教員免許を目指す学生も，子ども発達支援士資格を持つ必要があると考える。（岩間委員）
・通級については，今ではずいぶんきめ細かなものになってきたが，そういった支援を受ける為には，保護者がニーズを発信するということで初めて成り立つものである。子どもが就学する以前から支援を受け，療育機関との関わりを続けていることがニーズの発信にも繋がっている。（平野委員）
・事業５年目の最終評価で，プログラムの受講がどこまで拡げられたかが重要もなると考える。そのためには，学生たちの視点が，自分は幼稚園教諭や保育士を目指していないから受講しない，というような形にならないよう働きかけ，工夫した動機付けが必要になる。（平野委員）

項目⑤　事業内容を普及させる取り組みについて

→評定結果【Ⅲ：おおむね順調に進んでいる】

（意見等）
・現時点での問題点を自覚した上で，自己評価がⅢとなっているので，その点を尊重し，評定をⅢとした。ＨＰについては，どの程度が順調といえるのかは分からないが，共同ＦＤ等で模索が伺える点は評価できる。（平野委員）
・これから普及・定着させるためにはどうすればよいのか。現状としては十分であるが，今後に期待するということで，Ⅲと評定。（牧委員長）
・このような事業は，骨組を作るのが先で，どうしても広報は後手になってしまうことから，成果として見えてくるのは，事業開始３年目からだと考える。（平野委員）

項目⑥　補助金の執行状況について

→評定結果【Ⅱ：一部に改善点がある】

（意見等）

・自己評価にもあるように一部改善点が見受けられるが，全体的には問題がないように感じたため，Ⅲと評定した。（岩間委員）

・大きな問題はなく考えるが，今後や自己評価の評定も加味した上で，Ⅱと評定する。（牧委員長）

⑦　課題と対策についての提言等

（意見等）

・意識や意欲の高い学生がプログラムを受講しているということが，自己評価に掲げる資格取得率や就職率の高さに現れているのではないか。そういった場合，プログラムを受講していない学生がどれくらいおり，どうして受講しなかったのか，という点にも目を向ける必要がある。母集団に対して，どれくらいの割合の学生が受講登録を行っているのか。このプログラムで学ぶ内容は必要なものなので，出来る限り多くの学生に受講してもらうために何をすべきかを検討していただきたい。（牧委員長）

・自己評価書に掲げている就職率のデータは，評価には繋げにくい。こういったデータは就職に有利だというインセンティブとして，学生に提示していければ良いと考える。まだ，プログラムがスタートした段階でデータも少ないが，今後は，全体の就職者（卒業生）の内，何%が資格を取得しているのか，というような視点も必要となってくるのではないか。（平野委員）

・佐賀県外から入学した学生が，資格を取得して卒業し，佐賀県外に就職した場合，非常に良いＰＲ材料になるのではないか。（牧委員長）

・親の会等の保護者団体との連携が見られないので，積極的に，関わりを持つ必要があると考える。また，現職者研修について，現職者が研修するのは非常に困難な為，どのように現場の状況と併せて研修体制を構築していくのかを，より明確に示していただきたい。（黒田委員）

・子ども発達支援士が，資格だけの資格にならないようにしなければならない。現場に添いながら，現場とも連携しながら成長していけるようなプログラムになればいい。（黒田委員）

・「子ども発達支援士（基礎）」資格の次ステップである「子ども発達支援士」本資格において，共通評価観点として「保護者に対する支援力」が掲げられているが，知識の獲得だけではなく，ネットワークを活かして専門家と連携・協力できる問題解決能力の修得や，家庭状況を正確にアセスメントしながら，問題解決に向かって，他の専門家に繋いでいくような家庭・保護者に対するマネジメント能力の修得も必要である。（平野委員）

・ネットワークやプログラムの中に，保護者と連携する機会を，早めに取り入れることが，特に必要がある。個人の力だけではなく，周りと協働しながら問題解決に取組める人材の育成が必要になってくる。保育所や幼稚園の中で出来ること，親と協力してできること，ネットワークを用いながら出来ることを判断しながら進めていく人材を育てられるプログラムを構築していただきたい。（平野委員）

・現在の幼稚園や保育所において，保護者と連携し子どもの家庭状況を把握しつつ保育を行うということは，高度な能力が必要とされる。したがって，こういった能力を実践・普及させるためには，

ネットワークやプログラムを通して,幼稚園や保育所等の管理職に対する働きかけを積極的に行い,理解を深めていくことが必要になってくる。(黒田委員)
・高度な能力を持った人材が必要なだけではなく，そのような人材が活躍できるシステムを構築することが重要。それがネットワークの構築につながる。コンソーシアムで高度な人材を育てるだけでなく，地域等で行われている他の仕組みや取組みとの連携を深めることで，育てた人材がその中で活躍できるような広いネットワークを構築することが，本来の目的であると考える。(平野委員)
・佐賀県の発達障害支援センターとの連携は，ネットワークを形成する上で，非常に重要なものであるため，早い段階で連携を図っていく必要がある。大学だけで勝手にやっている，というようなイメージを持たれてはいけない。(平野委員)

・本資格である子ども発達支援士の資格取得に関しては，どれくらい時間を要するのか（牧委員長）
・卒後プログラムは，３年以内に研修及びフォーラムに６回（１回５時間程度）以上参加し，資格審査レポートを提出することが必要。また，学生プログラムは，修了要件に掲げられている科目（４０時間以上の実習・演習等）のうち２単位以上を取得する必要がある。なお，学生プログラム科目については単位互換科目ではないため，開講大学生のみ受講することができる。(事務局)
・卒後プログラムの受講案内については,該当する卒業生の所属先に向けても発信している。(事務局)
・今は事務局で行われているような業務は，補助金支援終了後はどのようになるのか。(牧委員長)
・支援終了後も，大学コンソーシアム佐賀の事業として，コンソーシアムの予算内で継続させていくことは決定しているが，経費等をどのように工面し，捻出していくかの検討については，これから行っていく予定である。(事務局)
・コンソ内の会費だけで，人件費を賄うことは非常に難しいので，今後，各大学が恒常的に予算を確保するような形が必要になる。(岩間委員)
・アウトカム評価は非常に難しいが，時間が経たないと評価できない部分もあると思うので，補助金終了後などを見据えたアウトカム評価を計画に取り入れておく必要がある。どのような人たちに対してどれだけ効果があったのかという評価とそのフィードバックが，さらに事業の改善に繋がっていくため，早急にアウトカム評価について検討する必要がある。(平野委員)

２　書面評価に基づく意見・質問書及び回答書

質問１．資料番号について

平成 26 年度自己点検評価報告書ｐ５，ｐ６，ｐ10 等に記載されている，(参考資料①－５を参照）とは，第１回会議で配布された，平成 26 年度自己点検評価報告書－参考資料集－のインデックスが付いている①－５のことでしょうか。①－７ではないでしょうか。

【回答１】

ご指摘のとおり，①－５ではなく，①－７です。訂正をお願いいたします。

質問２．大学間共通教育プログラムについて①

平成 26 年度自己点検評価報告書ｐ15ｉ①の計画の中で「子どもの支援（基礎・実習)」を佐賀大学以外の学生さんが聴講する場合は，佐賀大学の特別聴講生の申請手続きをするようになっていますが，「基礎・実習」以外の分野で，開講大学以外の学生さんの聴講は出来るのでしょうか。出来る場合，手続きはどのようにされているのでしょうか。

【回答２】

基礎プログラムで開講している授業科目（自今点検評価報告書 参考資料集①－７参照）は，本事業とは別に大学コンソーシアム佐賀が実施する単位互換制度である「大学コンソーシアム佐賀共通教養教育科目」として登録されているため，この制度に基づいて，開講大学に所属していない学生でも，「基礎・実習」分野以外のすべての授業科目を受講することが可能です。

○以下，受講手順を説明します。

基礎プログラム受講者は，基礎プログラム授業科目一覧（参考資料集①－７）に掲げる科目のうち，開講大学以外で開講される科目の受講を希望する場合，大学コンソーシアム佐賀加盟大学が結ぶ「大学コンソーシアム佐賀における単位互換の実施に関する協定書及び覚書（別添資料１・２)」の規定に基づき，開講大学の学長に，「特別聴講学生履修願（別添資料３)」を提出することで，開講大学の特別聴講学生として，該当する科目を受講します。

なお，「子どもの支援（基礎・実習)」は，プログラム必修科目として佐賀大学で開設したため，佐賀大学以外に所属する受講者は，佐賀大学長に「特別聴講学生履修願」を提出し，佐賀大学の特別聴講学生として受講しています。

このように，すべてのプログラム受講者がすべてのプログラム科目を受講できるように制度設計していますが，受講生の負担を軽減させるために，「基礎・実習」以外の分野は，所属大学で開講される科目のみでも修了要件を充たせるよう，大学間共通評価観点に沿って，プログラム科目の授業内容見直しを行なっています。

質問３．大学間共通教育プログラムについて②

子ども発達支援士は取得には多様な科目設定がなされているが，参加大学のほとんどが教育目的学科であり，科目設定上相当の負担があるにも関わらず，各大学においてはどのようなカリキュラム消化が行われているか。カリキュラム内容の各大学間の整合性を図るために，どのような配慮，対応がなされているか。同時に，本資格取得者を維持していくための方策はどのようになされているか。

【回答３】

本事業では，「大学間共通評価観点」（自己点検評価報告書 p. 11）に掲げる「評価観点」や「科目に具体的に含める事項」をもとに，内容的にカバーできる科目を探し，科目担当者に事業目的を伝え，依頼しています。担当者からは，科目提供承諾書（別添資料４）の提出をお願いしています。

質問４．大学間共通教育プログラムについて③

教員の配置や負担，事業のストラクチャに関する問題です。先の説明では，補助事業終了後もプログラムを継続する意思をお示しになりましたし，継続は非常に重要なことだと思われます。その観点から，今回このプログラムに則って学生の教育に当たっておられる先生方の確保と先生方の負担について，早い段階で考慮しておく必要があるのではないかと思いますが，その点についてご検討されておられましたら，情報をいただければと思います。また今後のことを考えると，教員の質の確保も課題になろうかと思います。

【回答４】

ご指摘のとおり，教員の協力が非常に重要です。本事業では，「大学間共通評価観点」に掲げる「評価観点」や「科目に含める具体的内容」をもとに，内容的にカバーできる科目を探し，科目担当者に事業目的を伝え，依頼しています。担当者からは，科目提供承諾書（別添資料４）の提出をお願いしています。補助事業終了後は，「子ども発達支援士」に関する部会を，大学コンソーシアム佐賀に置き，各大学より代表者を出していただき運営を行っていく予定です。

この２年間余りの取組により，「子ども発達支援士」に関する部会での議題も整理できました。大事なことは，この取り組みを着実に進め，各大学で発表会をするなどして，全教員で成果と課題を共有することではないかと思っています。

お答えになっていないようでしたら，次回の外部評価委員会で課題をご指摘いただきますよう，お願い申し上げます。

質問５．大学間共通教育プログラムについて④

教育内容と成果に関する先生方の評価です。アウトカム評価に関連することは，今の段階では時期尚早と思いますが，２年間，専門性のある職業人養成のための教育・指導に当たられた先生方はこのプログラムの課題や学生の能力の伸びについてどのような評価をされているのでしょうか。現段階での率直なご意見を伺いたいところですし，プログラムの開発・改善プロセスを評価するうえでも，自己評価報告書に教員による評価について記載が必要ではないかと思います。

また，プログラムの課題については，ワーキンググループ内で度重なる検討が行われたのでしょうから，課題の発見・抽出から改善にむけた検討の過程が見えるとよいのではないでしょうか。

【回答５】

子ども発達支援士（基礎）プログラムは，１年次生から履修できるプログラムであり，また２単位分の学修時間であることなどから，このプログラムだけで十分な能力を身に付けさせることは困難であると考えています。このため，講義や実習での体験による基礎的な態度の習得や意欲の向上，障害理解の基盤作りなどを目指しています。これらについては，評価方法の開発中ですので，学生の自己評価，感想や教員自身の感覚等に頼ることになりますが，概ね達成できているのではないかと考えています。しかしながら，（基礎）プログラムでは，基礎的な知識や技術も身に付けさせたいと考えていますが，知識等に関する学生の自己評価が低いことやある連携校が独自に行った関連科目でのプログラム修了者と未受講者の成績の比較などでははっきりとした差は現れず，知識や技術の習得や定着には課題があると考えています。これらを明確にしていくために，今年度から資格認定の際に知識の習得確認テストを行うことを予定しています。

基礎的な障害理解や態度，意欲を基盤とした，知識・技術の習得は学生プログラム・卒後プログラムにおいては必須となることから，これらの指導・評価方法の確立は喫緊の課題です。この指導・評価方法の確立が遅れている要因としては，身に付けさせる能力の到達点が未だ不明確であることが挙げられます。これまでの議論の中心は，身に付けさせるべき能力の方向性や項目の整理であり，その程度についての議論は不十分でした。このため早急にステークホルダーなどの意見も伺いながら到達点を再検討し，評価可能な方法を検討することが必要だと考えています。

事業全体としての課題発見・抽出から改善に向けた過程では，これまでは，プログラムの立ち上げに力を割かれており，振り返りを十分に行う余裕がないために，前年度の経験を生かしてプログラムの内容を確定させていくということが十分にはできておらず，仕組化されないため，毎回議事が保留になってしまいます。上記，【質問項目４】でもご指摘いただいたように，教員の負担を軽減していくためにも，今後ますます，十分な振り返りや評価を行い，プログラムの内容や手続きを確定させて，精緻化に力を入れていく方向にシフトしていく必要を感じています。ご指摘のとおり，教員の協力が非常に重要です。

質問６．卒業生・現職者への取り組みについて①

本資格を取得し，現場に出た場合，その資格はどのように活かされているか（資格認定の日が浅く，その実績はまだ実証するにいたってはいないと思われるが）。もし，少数でも具体例があれば教えていただきたい（ステークホルダーとの関連性も含め）。

【回答６】

短期大学を卒業し，「子ども発達支援士（基礎）」（以下，基礎資格と言う）を取得した卒業生が，卒後プログラムを卒後２～３年以内に受講した場合，「子ども発達支援士」（以下，本資格と言う）を授与します。卒後プログラムにつきましては，別添資料５をご参照ください。

本年度，幼稚園や保育所に就職した基礎資格有資格者の何名かは，ステークホルダーである幼稚園や保育所が本資格を取らせるために，卒後研修への参加を勧めたという状況があります。資格の授与を通して，養成から卒後まで一貫した幼保専門職業人養成の，一つの「筋道」にしたいと考えています。

事業は緒に就いたばかりですが，現場での有資格者の活用としては，幼稚園で特別支援教育コーディネーターとなったり，保育所で支援の中心となったりすることなどが考えられます。これからさらに検討を重ねたいと思っていますが，助言など是非お願い申し上げます。

質問７．卒業生・現職者への取り組みについて②

現学生の資格取得への取り組みは重要であるが，今日的現状からは現職者への対応が先ず急がれると考えられる。その方策等についての案があれば示していただきたい。

【回答７】

ご指摘の通り，今日的現状では現場対応が喫緊の課題であると認識しております。今回の取り組みの２本柱に学生教育と地域支援がありますが，現職者に対する方策については今後の課題となっています。ひとまずは学生教育（学生プログラム）と卒業後のプログラムの充実を図ることを中心に事業を展開しています。現職者への対応策につきましては，将来的には，資格の付与については検討すべきことが残っていますが，現職者研修という形で実施していくという方向で議論を進めています。

なお，現在までのところ，佐賀市の保育会との連携の元，連携大学からの講師派遣という形で佐賀市公私立保育会の研究委員会へ出向き，研修を年に４回実施しています。この取り組みは２年間連続となっており，36ヶ園と派遣講師で事例検討会を行う内容になっています。また，この他にもステークホルダーからの依頼により，研修に講師を派遣しています。

質問８．本事業の広報的戦略について

本資格の現場での認知度ないしは，広報的戦略はどのように行われているか。あるいは今後どのような方向性を考えられているか。

【回答８】

まず，子ども発達支援士の資格（以下，本資格と表記）の現場での認知度ないしは，広報的戦略についてです。現在のところ本資格の現場での認知度に関する調査は行っておりませんので，具体的な数値については把握しておりません。また，本資格に特化した広報的戦略についても現在のところ具体的な戦略を講じてはおりません。しかし，ホームページ，フォーラム，リーフレット等，さまざまな媒体を利用して本事業の広報を行う中で，本資格を積極的にPRしております。さらに，佐賀県内の全幼稚園・保育所に対して，毎年度末の事業報告書の送付，ニーズ調査への協力依頼ならびにニーズ調査報告書の送付などを実施しており，それらを通じて，現場における本資格の認知度は高まってきていると考えております。

次に，本資格の広報的戦略に関する今後の方向性についてです。これまでの広報的戦略は広く本事業を知ってもらう事を目的にしており，本資格についての広報活動もその一環にとどまっておりました。本資格の存在の周知を目的にした広報については引き続き行っていきますが，より積極的な（あるいはより具体的な）広報的戦略，例えば，本資格保持者が採用において優遇されることを目的に本資格を保持することのメリットをPRすること，なども今後検討していく必要があると認識しております。

質問９．支援コーディネーターの配置について

平成26年度自己点検評価報告書ｐ16ⅳ「子どもの支援（基礎・実習）」実習ユニットでは，支援実習としての受け入れについては，連携校の各支援コーディネーターを中心に実習施設との調整を行い。とあります。平成26年度自己点検評価報告書－参考資料集－ｐ22表１では，支援コーディネーターを配置していない大学がありますが，支援コーディネーターを配置していない大学においては，どのような運用をされているのでしょうか。

【回答９】

自己点検評価報告書 参考資料集⑥の平成24年度活動報告書p.16図３．「大学間発達障害支援ネットワーク」にありますように，連携校には支援コーディネーターもしくは統括支援コーディネーターが配置されています。ご指摘のありました表は，ワーキンググループに所属している者を記載したものであり，支援コーディネーターがいずれのワーキンググループにも属していない大学もあります。

支援コーディネーター共通の役割として，月に１回程度，各大学における支援・療育の情報共有や連携のための連絡調整等を行なう会議を開催していることをここで付記いたします。

質問１０．大学間発達障害支援ネットワークについて①

コンソーシアムと連携する機関として，佐賀県療育支援センターの名称はあがっていますが，ASD 児の支援に重要な役割を果たすべき発達障がい者支援センターとの連携については不明です。発達障害者支援法に規定される同センターが関与していないとは思えないのですが，どのような関与をしているのかお示しいただけないでしょうか。佐賀県独自の事情もあるでしょうから，もし関与していないのであれば，その理由を知りたいところです。

【回答１０】

ご質問の発達障害者支援センターとの連携についてですが，確立できておりません。ご指摘のとおり，地域の発達障害のある子どもたちの支援ネットワークを構築する上で，佐賀県で申し上げれば支援センター「結」と連携することは不可欠であると考えています。

大学間発達障害支援ネットワークは本事業の２つの柱の１つであり，地域の発達障害のある子どもの支援・療育の一翼を担うことを目的としています。その一翼の担い方について様々な検討を行っており，その検討の中で議論されたことは以下の通りです。

１）これまで各大学が独自に行ってきた支援・療育の資源を結びつけることで，子どもや保護者のニーズにあった支援・療育を提供できるようにする。そのために本事業の補助金で採用した各大学に所属する支援コーディネーターで構成されている支援コーディネーター会議において，支援や療育の希望のあるケースについて検討を行っています。平成 25 年度に開催した会議の中では，佐賀県発達障害者支援センター「結」のセンター長を研修講師としてお招きし，自閉症児のアセスメントに使用されている PEP-3 検査の実施方法や解釈についてお話しいただいた経緯があります。

２）コンソーシアムの構成大学の所在地である佐賀市や鳥栖市及びその周辺地域の支援・療育活動を中心に行う。議論の中で支援や療育資源が不足していると考えられる地域（具体的には佐賀県西部）への支援・療育資源の提供も検討されましたが，人的資源等の問題から，以前から交流やつながりのある地域や各大学のある地域を中心として活動を始めるようになりました。

３）発達障害のある子どもやその保護者の支援・療育を行うだけでなく，各大学に所属する教員や学生等の人的資源を地域に還元する。２）と同様に人的・経済的資源等の問題から，ボランティア募集等で依頼のあった団体等を中心に支援実習という形で学生を派遣したり，保育者等の研修の講師依頼に対応したりすることにとどまっています。

佐賀県またはその周辺の支援・療育ニーズに対する資源が不足している現状を考えた場合，本事業でその不足を補うことができればとの思いがありました。また，２）や３）の目的を考えた場合，多くの関係機関と連携することが必要であることは確かです。しかし人的資源等を考慮すると，コンソーシアムとしての連携は公的機関である佐賀県療育支援センターに絞り，その連携をきっかけにして土台作りをすることがよいのではとの結論となり，現在に至っています。その他多くの関係機関との連携は各大学に委ねる形になっています。ご指摘の通り，発達障害者支援センターとの連携は不可欠だと思われますので，今後補助金が切れた後も本事業を継続することを踏まえながら，これまでの２年半の活動を振り返り，今後の地域支援に対してのかかわり方を検討したいと考えています。

質問１１．大学間発達障害支援ネットワークについて②

【質問項目１０】に関連して，参考までに「あそしあ」と「結」の活動内容，連携等についても教えていただければと思います。

【回答１１】

佐賀県発達障害支援センター「あそしあ」及び発達障害支援センター「結」についての活動内容は HP より抜粋したものを下記に示しております。「あそしあ」と「結」の連携については知識不足で詳細については不明です。

○佐賀県発達障害支援センター「あそしあ」（ＨＰより）

＜通園施設：児童発達支援センターくすのみ園＞

＜障害児等療育支援事業＞

訪問による療育支援事業，外来による療育指導事業，
施設職員等に対する療育技術指導事業，療育機関に対する支援事業

＜研修事業＞

基盤研修（障害児保育コース・応用コース）
長期派遣研修の受け入れによる人材養成等

＜巡回療育指導＞

＜療育関係機関ネットワーク事業＞

佐賀県療育研究協議会

○発達障害支援センター「結」（ＨＰより）

＜相談支援＞

発達障害のある方やそのご家族，関係機関からのご相談をお受けし，情報提供や助言をさせていただきます。

＜発達支援＞

発達支援に関する相談を実施し，必要に応じて各関係機関と連携を図りながら発達評価（行動観察等）を行います。

＜就労支援＞

発達障害があり，就労を希望される方を対象に就職に向けての支援を関係機関との連携のもと行います。

＜普及・啓発・研修＞

パンフレットやホームページ等を活用し，普及啓発を行います。また，発達障害児(者)に携わる方々への研修を行います。（研修会のお知らせ）

質問１２．ステークホルダーからの評価について

最初の段階からずっと気になっていました。高い評価とされていますが，それぞれの団体が下す評価の根拠は何でしょうか。ステークホルダーとして挙げられている団体は，実施委員会を構成するもの，即ち事業を推進する立場の団体ですから，肯定的評価は当然ともいえますが，自己評価報告書ｐ27-28 に記載された内容は，評価というより期待の表明ではないかと思われます。

評価の客観的根拠が示されなければ，評価はいわば自画自賛にすぎないことになりますので，各関係団体が何をもって肯定的な評価をしたのか，その理由を示す必要があると考えます。

【回答１２】

ご質問を，下記のように二点に分けて理解させていただきましたので，この理解に基づいて回答させていただきます（誤解であれば再度ご指摘ください)。

１）自己点検評価報告書 p. 27-28 に記載された内容は，評価なのか期待なのか。
２）各関係団体が肯定的な評価をした理由はなにか。

まず，１）につきましては，ご指摘のとおり，確かに評価というより期待が書かれていると思いました。この自己点検評価報告書 p. 27-28 については，平成 25 年度事業報告書の p. ８-13 から一部抜粋したものですが，評価として適切ではない箇所を抜粋していました。第２回外部評価委員会においてはこの不適切な部分についてご指摘いただければ幸いです。

次に，２）につきましては，平成 25 年度事業報告書の p. ８-13 の中から三つの団体からの評価を紹介いたします。

佐賀県国公立幼稚園会から，「子どもの支援（基礎・実習)」の支援実習Ⅰについて，次のような評価をいただいています。｢実習で学んだことに,記録を残すことの大切さや信頼関係が大切なこと,気持ちに寄り添うこと，コミュニケーションなどの大切さなどを学ぶよい体験になり，実習の充実感が伝わってきた。一方，実習施設の方からは，学生が積極的に取り組む姿勢が施設に受け入れられ，協力的になってもらったことが評価できる」（p. ９)。

佐賀県届出保育所子育て支援会から,「子ども発達支援士プログラム」について，次のような評価をいただいています。「『子ども発達支援士』のプログラム内容も充実したもので，大学間連携がないと進められない。事業的には，デメリットに見えるようであるが，学生間では，他の大学との触れ合いや色んな面で刺激が与えられ，向上心が出てきていると感じられます。基礎講義を受講しつつ，支援実習を 30 時間，現場で経験しながら色々と学び，それでも足らないと思う学生は，自主実習をしながら成長していく学生も多くいたようです。私が『学生ボランティア』と関わる機会があった時の気づきですが,『子ども発達支援士』プログラムを受講している学生は，例年の『学生ボランティア』よりも，子どもと関わる時に，子ども目線が，より一層良い目線に近づいて来たと感じました」（p. 12)。

佐賀県社会福祉協議会から,「大学間発達障害支援ネットワーク」について，次のような評価をいただいています。｢各連携校で実施された療育指導については，アンケート結果によると良好な結果となっているようであり，実際，各連携校で療育指導を行ってもらえば，保護者，児童にとって非常にありがたいことだと考える」（p. 13)。

上述した評価等に基づき，自己点検評価報告書 p. 34 において「各ステークホルダーから，本事業に対して高い評価や要望が寄せられている」と記させていただきました。

しかしながら,平成 25 年度事業報告書の p. ８-13 における上記以外の団体からのコメントはいずれも評価というよりは感想や期待の表明になっております。このことは事業実施者側がステークホルダーに対して，どのような基準・方法で評価してほしいかということを明確に示していなかったためであると思われます。今後は事業実施委員会でのステークホルダーからの評価の方法について見直し，より客観的な根拠に基づく評価をいただけるように改善していきたいと考えております。評価体制についても，第２回外部評価委員会においてご指摘いただければ幸いです。

質問１３．履修カルテシステムへの入力状況について

平成 26 年度自己点検評価報告書ｐ19 図９の入力状況は学生 100 名（卒業した学生）に対し，例えば，修得状況であれば 92%ということでしょうか。と言いますのが，平成 26 年度自己点検評価報告書ｐ８では，100 名の内 50 名がシステムを用いたと記載されておりますが，ｐ８の入力数とｐ19 の入力数は異なるのでしょうか。もし，一緒であれば，ｐ19 の③評価には，その旨記載しておいた方が良いのではないかと思います。

【回答１３】

（１）自己点検評価報告書の文章の訂正

下記の点について誤って表記しておりましたので，訂正いたします。

・自己点検評価報告書の p.８　上から６行目，９行目，表４
~~50~~ 名→51 名
・p.19　上から４行目
「修得状況」，「支援実習」，「自己評価」，「振り返り」の~~各項目に完全に記入している学生のみを対象として，集計した。しかし，~~４つの項目について，完全に，全て入力した学生は 25 名（25%）であり，全項目完全入力者の割合は低かった。しかし，修得状況と支援実習についてはほぼ 100%の学生が入力した。

（２）回答

p.８の文章の意味は，「51 名がシステムを用いた」ということではなく，「51 名がシステムにより自己評価を行なった」ということです。文章が長くなり，誤解を招く表現となってしまいましたこと，お詫びいたします。

故に，p.19 図９．「平成 25 年度『子ども発達支援士（基礎）』資格取得者 100 名の履修カルテシステムへの入力状況」の各数値は，資格取得者 100 名に対する，それぞれの項目の入力者の割合を示したものになります。科目の修得状況を入力した者が 100 名中 92 名，支援実習状況を入力した者が 100 名中 98 名，自己評価を入力した者が 100 名中 51 名，振り返りを入力した者が 100 名中 40 名おりました。

質問１４．大学改革推進等補助金の決算について

平成 26 年度自己点検評価報告書ｐ30ⅲ「各大学の自己財源による予算の決算」で，平成 24 年度補助金について，一部の大学において，大学の自己予算から返還を支出することとなった。と記載されておりますが，この支出は当該大学が全額負担されたのですか。５大学が按分で返還という話は出なかったのですか。また，平成 25 年度では，一部の大学において，事業推進の過程で追加予算が必要になり，大学の自己財源から事業経費を一部負担した。と記載されておりますが，25 年度の決算では，約 146 万円の残が出てますが，この残額を充てることはできなかったのでしょうか。

【回答１４】

（１）平成 24 年度補助金の返還について

先日の第１回外部評価委員会にてお渡しした資料にはありませんでしたが，返還を命じられた経費とは，「補助対象経費調書（別添資料６）」のとおりです。「概要」欄に記載された大学が，それぞれ返還額を負担しています。

本事業の予算は，大きく，各大学の要求に基づく個別経費と，各ワーキンググループ及びマネジメント会議からの要求に基づく共通経費に分かれております。

今回返還を命じられた経費は，いずれも各大学の個別経費であり，受益者も各大学であったため，按分という話は出ませんでした。

しかしご指摘のとおり，これが共通経費であった場合は，（共通経費の返還が命じられた例はありませんが）按分について協議することになったと思われます。

（２）平成 25 年度の自己財源からの一部負担について

自己点検評価報告書 参考資料集⑧－２をご覧ください。共同事業契約書第８条で，分担金の額の変更について規定しています。平成 25 年度は，一部の大学で，先述の個別経費が不足する一方で，共通経費に余剰が発生しました。そこで，共同事業契約書第８条の規定により，平成 26 年３月１日付けで，別添資料７のとおり，共同事業契約の変更契約を締結し，分担金の再配分を行ないました。しかし，再配分後に経費の不足が生じた分については各大学の自己負担としました。

３　関連規程

大学コンソーシアム佐賀大学間連携共同教育推進事業の実施に関する規程

（平成２４年１１月２１日制定）

（趣旨）

第１条　この規程は，大学コンソーシアム佐賀（以下「コンソーシアム」という。）が実施する大学間連携共同教育推進事業（以下「本事業」という。）に関し，必要な事項を定める。

（目的）

第２条　本事業は，コンソーシアムが有する療育指導資源を生かして，大学間発達障害支援ネットワークを構築し地域の療育ニーズに対応すること，また，大学間共通教育プログラムを開発し発達障害のある幼児への確かな支援力をもつ幼保専門職業人を養成することで，発達障害のある幼児及びその保護者に対する支援体制を充実させることを目的としている。

（事業）

第３条　本事業は，次に掲げる事業を行う。

⑴ 大学間共通教育プログラムの開発に関すること。
⑵ 子ども発達支援士の資格認定に関すること。
⑶ 大学間発達障害支援ネットワークの構築に関すること。

（大学間連携共同教育事業実施委員会）

第４条　コンソーシアム規約第１６条第２項に基づき，コンソーシアム運営協議会に，本事業の運営に関する重要事項を審議するため，大学間連携共同教育事業実施委員会（以下「実施委員会」という。）を置く。

２　実施委員会は，次に掲げる委員をもって組織する。

⑴ コンソーシアム推進委員会委員
⑵ 本事業における連携機関の関係者　各機関１人
⑶ 本事業における事業推進責任者
⑷ 本事業における統括支援コーディネーター
⑸ その他実施委員会が必要と認めた者

３　実施委員会は，次に掲げる事項を審議する。

⑴ 本事業の事業計画及び実績報告書に関すること。
⑵ 本事業における予算及び決算に関すること。
⑶ 本事業における自己点検評価及び外部評価に関すること。
⑷ その他実施委員会が必要と認めた事項

４　第２項第２号及び第５号の委員の任期は，２年とし，再任を妨げない。

５　第２項第２号及び第５号の委員に欠員が生じた場合の後任の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

（委員長）

第５条　実施委員会に，委員長を置き，委員の互選により定める。

２　委員長は実施委員会を招集し，その議長となる。

３　委員長に事故があるときは，あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

（議事）

第６条　実施委員会は，委員の過半数が出席しなければ議事を開くことができない。

２　都合により委員が出席できない場合は，代理者の出席を認め，議決に加わることができるものとする。

３　議事は，出席した委員の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

（委員以外の者の出席）

第７条　実施委員会が必要と認めたときは，実施委員会に委員以外の者の出席を求め，意見を聴くことができる。

（大学間連携共同教育事業マネジメント会議）

第８条　実施委員会に，本事業を企画・立案し推進するため，大学間連携共同教育事業マネジメント会議（以下「マネジメント会議」という。）を置く。

２　マネジメント会議に関し必要な事項は，別に定める。

（大学間連携共同教育事業外部評価委員会）

第９条　実施委員会に，本事業の運営と効果について検証するため，大学間連携共同教育事業外部評価委員会（以下「外部評価委員会」という。）を置く。

２　外部評価委員会に関し必要な事項は，別に定める。

（雑則）

第１０条　この規程に定めるもののほか，実施委員会に関し必要な事項は，実施委員会が別に定める。

附　則

１　この規程は，平成２４年１１月２１日から施行し，平成２４年９月２７日から適用する。

２　この規程施行後，最初に選出される第３条第２号及び第５号の委員の任期は，第４条第１項の規定にかかわらず，平成２７年３月３１日までとする。

附　則（平成２６年９月１９日改正）

この規程は，平成２６年９月１９日から施行する。

大学コンソーシアム佐賀大学間連携共同教育事業外部評価委員会に関する内規

（平成２６年９月１９日制定）

（趣旨）

第１条　この内規は，大学コンソーシアム佐賀大学間連携共同教育推進事業の実施に関する規程（平成２４年１１月２１日制定）第９条第２項の規定に基づき，大学間連携共同教育事業外部評価委員会（以下「外部評価委員会」という。）について，必要な事項を定める。

（任務）

第２条　外部評価委員会は，大学コンソーシアム佐賀大学間連携共同教育事業実施委員会（以下「実施委員会」という。）が行った自己点検評価の結果について検証（以下「外部評価」という。）を行うこととする。

（組織）

第３条　外部評価委員会は，次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 大学間連携事業を実践する団体（他の大学コンソーシアム等）の関係者　１人

(2) 幼稚園・保育園の関係者　１人

(3) 発達障害等に関する親の会関係者　１人

(4) 幼児教育及び発達障害に関する識者　１人

(5) その他外部評価に当たって実施委員会が必要と認めた者　若干人

２　前項第１号から第４号までの委員は，実施委員会の議を経て，大学コンソーシアム佐賀会長が指名する。

（任期）

第４条　委員の任期は，１年とし，再任を妨げない。ただし，委員に欠員が生じた場合の後任の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

（委員長）

第５条　外部評価委員会に，委員長を置き，委員の互選により定める。

２　委員長は外部評価委員会を招集し，その議長となる。

３　委員長に事故があるときは，あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

（議事）

第６条　外部評価委員会は，委員の３分の２が出席しなければ議事を開くことができない。

２　外部評価委員会の議事は，出席した委員の３分の２をもって決する。

（委員以外の者の出席）

第７条　外部評価委員会が必要と認めたときは，外部評価委員会に委員以外の者の出席を求め，意見を聴くことができる。

（事務）

第８条　外部評価委員会に関する事務は，大学コンソーシアム佐賀事務局が行うこととする。

（雑則）

第９条　この内規に定めるもののほか，外部評価委員会に関し必要な事項は，外部評価委員会が別に定める。

附　則

この内規は，平成２６年９月１９日から施行する。

平成 24 年度文部科学省大学間連携共同教育推進事業採択
『大学間発達障害支援ネットワークの構築と幼保専門職業人の養成』

平成 26 年度　自己点検評価報告書

平成２６年１０月

大学コンソーシアム佐賀
大学間連携共同教育事業実施委員会

目次

目次

目次

はじめに

大学コンソーシアム佐賀は，佐賀県内の６大学（佐賀大学，西九州大学，九州龍谷短期大学，佐賀女子短期大学，佐賀短期大学（現在は西九州大学短期大学部），放送大学佐賀学習センター）を構成大学として平成 19 年 12 月 18 日に設立，平成 20 年度には文部科学省の「戦略的大学連携支援事業」に採択され，単位互換制度による教育共有化の促進，学生の大学間交流活動への支援等の事業を展開してきた。そして，平成 24 年度からは，佐賀県，佐賀県教育委員会，佐賀県社会福祉協議会，佐賀県内の幼稚園・保育所の関係団体などのステークホルダーと連携し，発達障害のある幼児に対する確かな支援力を持つ幼稚園教諭及び保育士（幼保専門職業人）の育成と，発達障害のある幼児に支援を行うためのネットワーク構築を行う新規事業「大学間発達障害支援ネットワークの構築と幼保専門職業人の養成」を，文部科学省の「大学間連携共同教育推進事業（以下「本事業」という。)」の支援（採択）を受け，開始した。

本事業への文部科学省からの支援期間は平成 24 年度から平成 28 年度までの５カ年である。現在，３年目を迎えているが，ここまでの取り組みに対して，大学コンソーシアム佐賀大学間連携共同教育事業実施委員会（以下「実施委員会」という。）が自ら点検評価（以下「自己点検評価」という。）を行った結果をまとめたのがこの自己点検評価報告書（以下「本報告書」という。）である。

自己点検評価の目的は，実施委員会が行う事業等の質的向上を図り，その運営全般の改善・改革に資するとともに，事業等を活力豊かに発展させ，もって，本事業の目標・計画を達成し，ステークホルダーや社会からの負託に応えることにある。

また，本報告書は大学コンソーシアム佐賀ならびに本事業のステークホルダー以外の者が行う外部評価における基礎資料となる。

今回の自己点検評価が，本事業のここまでの取り組みについての課題を明るみに出し，改善・改革につながること，そして厳正な外部評価により，忌憚のない意見・勧告が出されることを切望する次第である。

平成 26 年 10 月

本報告書は，来年（平成 27 年）１月実施予定の文部科学省による，中間評価の項目案を基本に作成した。

【ロゴマークの趣旨】

つないだ手は，「佐賀県内の大学・短大」，「連携機関」，「発達障害のある子どもとその保護者」の三者のつながりを表しています。三者が手を取り合い，つながり合いながら発達障害のある子どもをしっかりと包み込み，成長を見守っていこうという思いが込められています。同時に関係機関が手を取り合い，学生の幼保専門職業人としての学習や実践を保証し，心の育成を目指す意味も含まれています。

1. 本事業の概要

1）目的・目標

本事業の目的は，幼児教育の専門職業人を目指す学生の専門性を向上させることにより，より多くの発達障害の幼児が（その可能性のある幼児も含めて），ニーズにあった支援を幼稚園や保育所で受けられるようにすることである。

そのために，以下の２つを目標としている。

① 発達障害等をテーマとする大学間共通教育プログラムを共同開発する

② 連携校が有する療育指導資源を生かして，大学間発達障害支援ネットワークを構築し，地域の療育ニーズに対応する

本事業の全体概要を図１に示す。

図１．事業の全体概要

発達障害として療育又は継続観察が必要な幼児数に増加傾向が見られる。平成 24 年 12 月の文部科学省の調査報告では，発達障害の可能性のある児童生徒数は全国の小・中学校の児童・生徒の約 6.5％との結果であった。10 年前に実施された調査では 6.3％であった。

発達障害は「分かりにくい障害」である。そのため，周囲の気づきが遅くなり，療育や支援が必要な多くの子どもたちが見過されているのが現状である。

幼児のほとんどは，幼稚園や保育所に通っている。そこで，幼稚園や保育所の先生方が子どもの困り感によく気づき，支援方法を工夫できるようになることによって，どの子も楽しく園

生活を送れるようにすることを本事業は目的としている。そして，小学校に入っても継続して支援を受けることができるようにしたい。このことは，大学コンソーシアム佐賀の連携校（佐賀大学，西九州大学，九州龍谷短期大学，佐賀女子短期大学，西九州大学短期大学部）で支援・療育に当たっている教員の共通の考え・願いである。

各大学ではそれぞれ特色ある支援・療育を行ってきた。より多くの子どもたちが必要な支援・療育を受けることができるようにするため，連携校は共同し，「大学間発達障害支援ネットワーク」を構築した。

また，幼稚園や保育所等の先生になることを希望している佐賀県の大学生が，どの大学でも，発達障害等に関する知識を体系的に学ぶことができるように，大学間共通教育プログラム（「子ども発達支援士養成プログラム」）を開発し，平成 25 年度より教育に取組んでいる。

本事業は，平成 24 年度から平成 28 年度までの５カ年である。初年度に準備を進め，昨年度から本格的に活動を始めた。まだ緒に就いたばかりであり，多くの課題がある。大学だけでなく佐賀県等の連携機関やステークホルダーと協働しながら着実に取組を進めたい。

２）事業推進組織

本事業における事業推進体制を，次頁図２に示す。本事業を進めるために，各大学長や放送大学佐賀学習センター所長によって構成される，大学コンソーシアム佐賀運営協議会のもとに大学間連携共同教育事業実施委員会（以下，実施委員会という。）を設け，そのもとに１つの会議，３つのワーキンググループ及び事業サポート部を置いた。

実施委員会には，ステークホルダー（佐賀県，佐賀県教育委員会，佐賀県国公立幼稚園会，佐賀県私立幼稚園連合会，佐賀県保育会，佐賀県届出保育所子育て支援会，佐賀県社会福祉協議会）の参加を得て，本事業に対する審議・決定を行っている。

学生教育・現職研修ワーキンググループ（以下，教育ＷＧという。）は，大学間共通評価観点と大学間共通教育プログラムである，「子ども発達支援士養成プログラム」の開発と実施等を担当している。

大学間発達障害支援ネットワークワーキンググループ（以下，支援ＷＧという。）は，支援ネットワークの構築と運営及び支援実習の実習先の開拓や調整等を行っている。

教育質保証ワーキンググループ（以下，質保証ＷＧという。）は，事業ホームページの管理，ニーズ調査実施や自己評価，広報等を担当している。

これら３つのＷＧの代表者らによって構成されるのがマネジメント会議であり，各WG 間の連絡・調整及び決定を行っている。

また，支援実習の調整，要支援児の受け入れ等々，本事業を円滑に進めるための事業サポート部は，統括支援コーディネーター，教育ネットワークコーディネーター，連携校における支援コーディネーター及び事務担当スタッフによって構成されている。

本事業に関連する規程等については，参考資料①を参照いただきたい。

1．本事業の概要

図２．事業推進体制

２．連携取組の達成目標や成果に対する進捗状況

１）連携取組の達成目標

ｉ　教育プログラムの開発を平成 24 年度中に開始し，平成 25 年度までに全ての授業科目を開講する。

「体系的な大学間共通教育プログラム及び連携校共通の大学間共通評価観点の開発を行うことにより，本教育プログラムにおける教育の質保証が可能となる」(「平成 24 年度大学改革推進等補助金（大学改革推進事業）調書」より）という目標のもと，教育ＷＧは大学間共通評価観点を作成し，大学間共通教育プログラムである，「子ども発達支援士養成プログラム」を開発。連携校において，関係科目の内容に大学間共通評価観点を反映させて，平成 25 年度より開講した。

図３．子ども発達支援士養成プログラムの構成

「子ども発達支援士養成プログラム」は上記図３の通り，四年制・短期大学の学生が共通に履修する「子ども発達支援士（基礎）養成プログラム」，主に短期大学卒業生が受講する「子ども発達支援士卒後プログラム」，そして主に四年制大学の学生が在学中に履修する「子ども発達支援士学生プログラム」から構成されている。

「子ども発達支援士（基礎）養成プログラム」は，基礎・実習，小児保健，心理，教育・保育，福祉・家族支援の５分野から成る。基礎・実習分野の科目は，「子どもの支援（基礎・実習)」（必修，１年生以上，通年，２単位）であり，本プログラム受講生の必修科目である。小児保健等の４分野から各４単位以上，合計 18 単位以上履修すると，「子ども発達支援士（基礎)」が大学コンソーシアム佐賀より認定される。「子ども発達支援士（基礎）養成プログラム」の科目一覧は，参考資料①－５を参照いただきたい。

2．連携取組の達成目標や成果に対する進捗状況

ⅱ　平成 25 年度より「子ども発達支援士（基礎）」の認定を開始する。

「子ども発達支援士」の定義は，次の通りである。

子ども発達支援士は，幼稚園，保育所，小学校等に関する免許・資格を有する方で，子どもの成長・発達に関する知識や技術の学修をもとに，発達障害等の幼児の困り感に気づき，子どもによりそった支援ができ，また保護者を支援できる方に対して，大学コンソーシアム佐賀が認定する資格です。

子ども発達支援士は２つのレベルで構成されています。子ども発達支援士（基礎）は，発達障害等の幼児の困り感に気づき，支援方法を考えることができる方（主に，短期大学生を対象），子ども発達支援士は，指導計画等を作成し，子どもを支援し，そして，保護者の気持ちを理解できる方（主に，４年制大学生や卒後指導を受けた短期大学卒業生を対象）に認定します。

表１の通り，「子ども発達支援士（基礎）養成プログラム」の受講登録者数は，平成 25 年度は 378 名，平成 26 年度は 150 名であった。基本的に，入学初年度の学生を対象に募集を行うこととなっているが，平成 25 年度は，プログラム開始初年度であったため，複数学年にわたって受講登録が行われたことで，受講登録者数が多くなったと考えられる。

表１.「子ども発達支援士（基礎）プログラム」受講登録者数

大学名	平成 25 年度	平成 26 年度
佐賀大学	34 名	18 名
西九州大学	157 名	42 名
九州龍谷短期大学	37 名	30 名
佐賀女子短期大学	106 名	46 名
西九州大学短期大学部	44 名	14 名
合計	378 名	150 名

受講登録者は，資格認定のための修了要件（参考資料①－５）を充たすことで，卒業時に「子ども発達支援士（基礎）」の資格が認定される。平成 25 年度に，連携校を卒業した受講登録者は 119 名であったが，修了要件を充たし，「子ども発達支援士（基礎）」の資格を取得した学生は，表２のとおり，100 名であった。

表２．平成 25 年度「子ども発達支援士（基礎）」の資格認定者数

大学名	資格認定者数	就職率
西九州大学	28 名	89%
九州龍谷短期大学	10 名	90%
佐賀女子短期大学	34 名	94%
西九州大学短期大学部	28 名	95%
合計	100 名 （短大専攻科進学者 14 名**含む**）	92% （短大専攻科進学者 14 名**除く**）

2．連携取組の達成目標や成果に対する進捗状況

表２，図４に示すように，短期大学専攻科進学者を除くと，「子ども発達支援士（基礎）」の資格を認定された卒業生の 90％以上が，幼稚園・保育所・認定こども園・児童養護施設等・小学校に就職した。

「子ども発達支援士（基礎）養成プログラム」（教育内容）と就職先（出口）が強く結びついている状況である。

図４．「子ども発達支援士（基礎）」資格取得者の主な就職先

iii　「子ども発達支援士（基礎）」の認定開始４年目（平成 28 年度）には，連携校における幼稚園教諭又は保育士の資格取得者約 330 人（年間）の約 30%に当たる 100 名程度を，「子ども発達支援士（基礎）」の有資格者として輩出する。

前述１）－ⅱの通り，本事業を本格的に開始した平成 25 年度から，100 名の「子ども発達支援士（基礎）」の有資格者を輩出した。また，表３に示すように，平成 26 年度に，連携校を卒業予定の，「子ども発達支援士（基礎）」の資格認定見込みの学生数は，150 名である。

本年度以降も，100 名程度の有資格者を輩出するという目標を達成できるよう努めていく。

表３．平成 26 年度「子ども発達支援士（基礎）」の資格認定見込者数

大学名	資格認定見込者数
西九州大学	46 名
九州龍谷短期大学	19 名
佐賀女子短期大学	61 名
西九州大学短期大学部	24 名
合計	150 名

※受講登録を行っている者で，本年度卒業予定者の数を挙げている。

２）連携取組により得られる成果

ｉ　教育プログラムの開発・開講により，確かな支援力をもった幼保専門職業人を数多く養成できる。

前述１）－ⅱの通り，連携校卒業時に，「子ども発達支援士（基礎）」資格を取得した学生数は，100 名であった。

その内，50 名の卒業生が，履修カルテシステム（本報告書 17 頁）を用い，平成 25 年度大学間連携共同教育推進事業報告書（以下「平成 25 年度事業報告書」という。）26-27 頁の「表２．大学間共通評価観点」から抽出した 22 の自己評価項目にそって，５段階で自己到達度評価の入力を行った。入力者 50 名の各項目における自己到達度評価の平均点を，表４に示す。

表４．入力者 50 名の各項目における自己到達度評価の平均点

分野	自己評価項目	平均点
基礎・実習	子どもを理解し，支援者としての自覚や使命感を持つことができる。	3.8
	発達障害のある幼児への支援に意欲を持つことができる。	4.3
	子どもと信頼関係を築くことができる。	3.7
	支援実習の記録を記入することができる。	3.8
	リフレクションレポートを作成することができる。	3.3
	チームの中や実習先で自分の役割を自覚することができる	3.7
小児保健	子どもの成長過程と発達障害について説明できる。	3.0
	子どもがかかりやすい病気について説明できる。	2.9
	子どもの先天性疾患について説明できる。	2.8
	環境と子どもの健康の関係について説明できる。	3.1
心理	子どもの心身の発達過程について説明できる。	3.1
	発達障害等，障害のある子どもの行動と心理について説明できる。	3.2
	子どもの心の問題について説明できる。	3.1
	発達・心理検査の概要について説明できる。	2.7
教育・保育	特別支援教育の目的や意義について説明できる。	3.1
	ことばや文字や数の指導例を挙げることができる。	3.0
	子どもの不適応行動の改善のための指導例を挙げることができる。	3.1
	子どもの社会性形成のための指導例を挙げることができる。	3.0
福祉・家族支援	児童福祉に関する制度について説明できる。	2.9
	発達に課題のある子どもの家族が抱える困難について説明できる。	3.2
	現代の子育て環境について説明できる。	3.3
	幼児・児童虐待などの問題について説明できる。	3.5

2．連携取組の達成目標や成果に対する進捗状況

また，図５は，「基礎・実習」，「小児保健」，「心理」，「教育・保育」，「福祉・家族支援」の５分野ごとの自己到達度評価の結果（平均点）である。

図５．平成 25 年度卒業生の分野別自己到達度評価（５段階評価）

「基礎・実習」分野は，５大学共同開講科目である，「子どもの支援（基礎・実習）」の１科目によって構成されている。上記の結果によると，この分野は他の分野に比べて自己到達度評価は高い傾向が見られる。特に，「発達障害のある幼児への支援に意欲を持つことができる。」の項目の平均点は 4.3 であり，基礎資格を認定された卒業生のほとんどが，最高点「５」をつけていた。この授業科目の目的は達成されたと言えよう。

この科目についての振り返りとして，ある学生が，「実習の中でどの力がついたか，どのような力が今後必要なのかを学ぶことが出来た。私は，保護者との関係を大切にしていくことを一番に子どもと関わっていきたいと思う。」と書くなど，新人の保育者として課題を明確にできた学生が多くいた。

一方，講義・演習等で構成される「小児保健」等の分野は，３点であり，「基礎・実習」分野と比べて，高くない傾向であった。ある学生は，「小児保健」分野の科目について，「子どもの発達や支援，子どもの病気・感染症について学ぶことができた。今後の課題として，子どもの発達や病気・感染症については，現場で働く上で理解しておかなくてはならないため，復習をすることが挙げられる。」と書いているように，幼稚園や保育所の実践の場で大学において学んだことが生かされて初めて，知識をしっかりと理解できると思われる。

そのためには，アクティブ・ラーニングの手法を生かすなどして，学生が主体性を発揮できる講義や演習の工夫が必要であると考えられる。

2．連携取組の達成目標や成果に対する進捗状況

ⅱ　共通評価観点の開発により，教育プログラムの質保証が可能となる。

大学間共通評価観点は，発達障害等に関する小児保健，心理，教育・保育，福祉・家族支援の知識，そして保育者としての役割や使命感を体系的にどの大学でも学修できることを目的に策定した。

平成 25 年度事業報告書の 26～27 頁に掲げる「表２. 大学間共通評価観点」は，平成 24 年度，教育ＷＧでの検討により，仮に作成したものである。
また，平成 25 年度に実施した，佐賀県の幼稚園や保育所を対象とする「佐賀県内の幼稚園・保育所等における発達障害の可能性のある子どもへの支援に関する調査（参考資料②）」の結果を踏まえて，表５の「平成 26 年度大学間共通評価観点」に示すように，大学間共通評価観点の見直しを行った。

見直しの要点は，体系性の明確化を図るため大学間共通評価観点を大括りにし，各関連科目に含めるべき具体的内容を別に挙げたことである。
「子ども発達支援士（基礎）養成プログラム」を構成する授業科目の担当者は，大学間共通評価観点に基づく内容を，授業の一部で取り上げている。

なお，平成 25 年度及び平成 26 年度の「子ども発達支援士（基礎）養成プログラム」関連科目一覧については，参考資料①－５を参照いただきたい。
図６に示すように，大学間共通評価観点の設定と見直しを通して，教育の質の保障と改善を進めている。

図６．大学間共通評価観点の設定・見直しによる教育の質の保障と改善

2．連携取組の達成目標や成果に対する進捗状況

表５．平成 26 年度大学間共通評価観点

		共通評価観点		科目に含める具体的内容	
子ども発達支援士（基礎）	基礎	1	発達障害について自ら学んでいく力	1-1	子ども理解
		2	発達障害のある子どもと積極的に関わろうとする力	2-1	支援者としての自覚や使命感
				2-2	発達障害等のある子どもへの支援に対する意欲
	小児保健	3	発達障害の特性に配慮した健康の保持及び安全についての理解	3-1	子どもの身体発育と発達障害
				3-2	子どもの病気
				3-3	環境と子どもの健康の関係及び安全
	心理	4	発達障害のある子どもの行動と心理についての理解	4-1	子どもの心の発達過程と心の問題
				4-2	発達障害等，障害のある子どもの特性
				4-3	発達・心理検査の概要
	教育・保育	5	発達障害のある子どもの障害特性に配慮した教育・保育方法の理解	5-1	特別支援教育の目的や意義
				5-2	子どもの不適応行動の改善のための指導
				5-3	子どもの社会性形成のための指導
	福祉・家族支援	6	発達障害に関する福祉制度や福祉サービスについての理解	6-1	児童福祉に関する制度やサービス
				6-2	発達に課題のある子どもや家族の困難やニーズ
				6-3	幼児・児童虐待などの問題
	子どもに対する支援力	7	発達障害のある子どもの特性に配慮したコミュニケーション力	7-1	子どもとの信頼関係
		8	発達障害のある子どもの特性に合わせて，環境を構成する力	8-1	見通しを持つことができ，気持ちを切り替えやすい環境
		9	発達障害のある子どもの特性に配慮した遊びを展開する力	9-1	子どものニーズや特性に配慮した支援（遊び等を含む）
		10	発達障害のある子どもの教育や保育を振り返り修正する力	10-1	支援実習の記録を記入
				10-2	リフレクションレポートを作成
	チームとしての支援力	11	支援者間で協働する力	11-1	チームメンバーと協力する
				11-2	チームメンバーに自分の考えや意見を伝えたり，他のメンバーの考えに学んだりする
				11-3	チームの中や実習先で保護者と協働しながら，自分の役割を自覚する
				11-4	支援者の思いや立場，状況を理解する
	倫理	12	発達障害のある子どもの個人情報を適切に扱う力	12-1	守秘義務の重要性を理解し，遵守する
				12-2	個人情報の扱いについて責任を持つ
				12-3	子どもの最善の利益の保障に努める
子ども発達支援士	子どもに対する支援力	13	発達障害のある子どもと周囲との関係調整力	13-1	子どものニーズにあった支援方法
	保護者に対する支援力	14	発達障害のある子どもの保護者の思いを理解する力	14-1	保護者の思いや立場，状況を理解する
		15	発達障害のある子どもの保護者と情報交換を行う力	15-1	保護者に支援の内容やその結果を適切に報告する
	幼稚園等に対する支援力	16	発達障害のある子どもの発達状況や集団生活から課題を見つけ，対応する力	16-1	子どもの状況から，「困り感」や支援ニーズについて考える
				16-2	支援目標と子どものニーズとの関係を理解する
		17	他機関との連携を把握する力	17-1	支援のための連携機関を想定する
	指導計画の作成力	18	個別の指導計画を作成する力	18-1	指導のねらいを立て，課題を設定し，教材を工夫し，評価の視点を設定し，支援の結果を考察する

iii 支援ネットワークの構築により，地域の療育ニーズの一翼を担うことができる。

平成 25 年度事業報告書の 50～53 頁で述べているように，平成 25 年４月から 12 月までの８ヵ月間で，延べ 454 名の子どもに対して療育・支援を行うことができた。また，その中には，佐賀県療育支援センターなど他機関からの紹介児の受け入れも含まれている。表６は，連携校以外の施設や団体で行った支援実習の実施状況を示している。

表６．連携校以外の施設や団体での支援実習の実施状況（平成 26 年 3 月 31 日現在）

実習先	のべ実習参加者数	のべ実習時間
佐賀県療育支援センター	192 人	670 時間
大和特別支援学校 ボランティア養成講座	109 人	1956 時間
自閉症児・者療育キャンプ	28 人	695 時間
佐賀市放課後児童クラブ	231 人	601 時間
佐賀市手をつなぐ育成会 子ども部「笑育舎」	66 人	311 時間

以上のように，地域の療育ニーズへの対応は一定の成果をあげることができた。

ⅳ 現職対象研修の充実により，現場の幼稚園教諭及び保育士の資質向上に貢献できる。

平成 26 年４月，ステークホルダーである佐賀市公私立保育会からの要請を受けて，現職保育士対象の２年間（１年間４回）に亘る継続研修計画を保育会と共に作成した。本年度は，第１回目６月と第２回目９月に実施し，36 名の保育士が参加した。メインテーマは「発達障害のある幼児の困り感と保育者の役割」である。

そして，要請のもと，５月に佐賀市公私立保育会主任研修会（約 40 名参加），６月に佐賀市私立保育園会中堅者研修（約 40 名参加）を実施した。講義のほか，ケースカンファレンス，グループディスカッション，研修のまとめなどによって研修計画は構成されている。現職保育士の資質向上に貢献する取り組みを本年度より開始した。

なお，幼稚園・保育所の現職対象の体系的な研修プログラムを，今年度中に作成することになっている。

3）連携取組により効率化・合理化される事業内容

ⅰ　教育プログラムを開発・開講し，「子ども発達支援士（基礎）」等の資格を設定することにより，多岐にわたる発達障害等に関する教育内容・方法を精選，標準化することができる。

「子ども発達支援士養成プログラム」を受講している連携校の学生の所属学部等を表７に示す。大学間共通評価観点によって体系化された養成プログラムで学修している。下記の学部・課程・学科以外でも受講希望者を若干名受け入れている。

表７．養成プログラム受講登録者の所属学部等

大学	学部・課程・学科
佐賀大学	文化教育学部学校教育課程
西九州大学	子ども学部
	健康福祉学部
九州龍谷短期大学	保育学科
佐賀女子短期大学	こども学科
	キャリアデザイン学科（養護教諭系）
	専攻科こども学専攻
西九州大学短期大学部	幼児保育学科
	専攻科保育福祉専攻

大学・学部・学科の枠を超えて，発達障害に関する体系的な教育内容の精選と標準化が進んでいるところである。

そして，図７に示すように，将来的には，「子ども発達支援士」の有資格者による，職種・職場を繋ぐ連携・協働・支援継続を目指したい。

図 7. 「子ども発達支援士」の有資格者による，職種や職場を繋ぐ，今後の連携・協働・支援継続の在り方

2．連携取組の達成目標や成果に対する進捗状況

ⅱ　共通評価観点を開発することで，効率的な連携校共通の教育の質保証が可能となる。

平成 24 年度に，教育WGが中心となって，大学間共通評価観点を仮に作成し，平成 25 年度より，連携校で「子ども発達支援士（基礎）養成プログラム」関連科目を開講した。

また，幼稚園や保育所の管理職や担任教員が養成段階と現職研修で必要と感じている，幼児教育・保育に関する知識やスキルについて，「佐賀県内の幼稚園・保育所等における発達障害の可能性のある子どもへの支援に関する調査（参考資料②）」を実施し，調査結果をもとに，幼稚園等の養成・研修ニーズを踏まえて，大学間共通評価観点の見直しを行った（本報告書 11 頁，表５）

養成・研修に関する「佐賀県内の幼稚園・保育所等における発達障害の可能性のある子どもへの支援に関する調査」を通して,「大学間共通評価観点」の見直しのための視点を得たほかに，結果の分析を通して，次のことが明確になった。

①具体的な対応方法などニーズに沿った研修を行うことは参加者のモチベーションを高めるためには必要となるが，支援力を底上げしていくためには，短期的に目の前の子どもに生かせなくても長期的によりよい支援につながるような，<u>即効性はないが長期的に支援力の向上につながるような態度や知識，技術についてもバランスよく伝えていくことが必要</u>とされていると考えられる。

②キャリアに応じた研修テーマを設定する必要性を示しているとともに，連携校が提供する各種の研修や支援・情報提供が保育者にとって手間や無駄と認識されないためにも，保育者の経験に応じたキャリア発達や能力形成のパターンを整理しておく必要性があることを指摘している。モデルにあわせて保育者の能力形成を厳密に進める，という必要はないまでも，<u>保育者のキャリア段階に沿って卒後研修等を企画・提供してゆく必要性</u>は意味できるのではないだろうか。

【参考資料②，33 頁，41 頁】

ⅲ　支援ネットワークを構築することで，幼児及び保護者等の多様なニーズに対応した取組を行うことが可能となる。

連携校における個別的な支援には，さまざまな子どもが楽しみに参加しており，保護者自身の安定にもつながるなど，連携して支援に取り組むことにより，課題や年齢，実施場所など多様なニーズに応えるという成果をあげることができた。また，受け入れ人数や頻度などの課題についても，改善のための努力を行っており，議論もまとまりつつある。

【平成 25 年度事業報告書，50～53 頁】

３．連携取組の実施状況

１）教育プログラムの構築・実施状況

ⅰ　オリエンテーション

①　計画

年度当初に各大学においてオリエンテーションを開催するように計画している。その日時や形式は各大学の状況に応じて行い，佐賀大学の学生以外は佐賀大学の特別聴講生の申請手続きをしたのちに,「子どもの支援（基礎・実習)」の聴講手続きを行うようにしている。

②　活動状況と実績

平成25年度及び平成26年度の年度当初に,各大学でオリエンテーションが行われている。オリエンテーションの内容については履修の手引き（参考資料③）を用いたガイダンスがなされているが，日時や形式等は各大学の状況を踏まえ，昼休みや空き時間等を利用して行われている。

③　評価

平成25年度は378人，平成26年度は150人の学生が受講登録するなど，予想以上の学生が履修しており，オリエンテーションが効果的に行われた結果であると考える。

④　課題と対策

課題として，オリエンテーションの時間の確保,「子ども発達支援士（基礎)」資格の有用性の伝達不足などがあげられている。対策としては，各年度に教育ＷＧにおいて課題を明確にし，各大学での改善に向けた取組を促すことが重要である。

【平成25年度事業報告書，24～25頁】

ⅱ　大学間共通評価観点と大学間共通教育プログラム「子ども発達支援士（基礎）養成プログラム」

①　計画

平成24年度中に，大学間評価観点と大学間共通教育プログラムである，「子ども発達支援士（基礎）養成プログラム」を開発し，平成25年度より「子ども発達支援士（基礎）養成プログラム」関連科目（参考資料①−５）を開講する。

②　活動状況と実績

当初の計画通りに進めた。

平成25年度に,佐賀県の全ての幼稚園と保育所の園長,所長及び全ての担任教員を対象に,「佐賀県内の幼稚園・保育所等における発達障害の可能性のある子どもへの支援に関する調査（参考資料②)」というアンケート調査を実施した。この調査は「大学が行う支援事業及び幼稚園教諭・保育士養成カリキュラム構築の方針を定めること」も目的としていた。調査結果を受けて,大学間共通評価観点を平成25年度に見直し,改定した(本報告書11頁,表５)。

短期大学では，授業時間割がすでに過密であることを考慮し，大学間共通評価観点と照らして適切な既設の科目を選び，大学間共通評価観点を科目内容に反映する，という方法で講義や演習を開講している。既設の科目の他，上記のように，連携校共同開講科目として「子どもの支援（基礎・実習)」を開講した。

③　評価

大学間共通評価観点と大学間共通教育プログラムを開講するということについては，当初の計画通りに進め，また，ステークホルダーからの意見を反映させて，大学間共通評価観点を見直したことから，全体的には，計画を順調に実施していると自己評価する。

④　課題と対策

「子ども発達支援士（基礎）養成プログラム」関連科目での学生の知識理解面の到達度を測る方法については，さらに工夫が必要と考えている。

【平成 25 年度事業報告書，26～31 頁】

ⅲ　「子どもの支援（基礎・実習）」基礎ユニット

①　計画

「子ども発達支援士（基礎）養成プログラム」の受講初年度の学生を一堂に集め，連携校共同のもとで前学期と後学期に集中講義を開講する。

②　活動状況と実績

学生たちは，午前の講義及び午後からのグループワークを通じて，子どもと関わるうえでどのようなことを大切にすべきかについて学びを深めることができた。

③　評価

講義及びグループワーク中の様子，及び講義後のレポートを根拠として，集中講義は一定の成果をあげることができた。

④　課題と対策

連携校における行事等を勘案し，開催時期については，さらに検討を要する。

【平成 25 年度事業報告書，32～33 頁】

ⅳ　「子どもの支援（基礎・実習）」実習ユニット

①　計画

連携校から提示された実習施設（26 機関）と連携をし，支援実習としての受け入れの確認を行った。その結果をふまえ，連携校の各支援コーディネーターを中心に実習施設との調整を行い，学生の実習先を決定し実習を開始する。

②　活動状況と実績

実習先での学生の実習状況を実習施設担当者にアンケート調査を行い（自由記述），KJ 法を用いて分類し検討した。また，実習先での学修状況を把握するため，支援実習を終えた学生を連携校より３～４名,計 24 名抽出し実習で学んだことについてのアンケート調査を行った。

③　評価

実習先からの評価として，子どもと触れ合う姿が保護者からの評価にもつながり，継続してこの事業を展開してほしいという意見が見られた。学生による実習の満足度に関しては，平均値が 7.5（10 点満点）であり，実習に対する学生の満足度は高いものであった。しかし，支援実習先の施設や団体から，実習生によって実習に対する意識に違いが見られるので，実習指導を十分行ってほしい旨の要望が寄せられた。

3．連携取組の実施状況

④　課題と対策

連携校で事前事後指導の充実を図り，実習先との連携を強化していく。また，実習生の学修状況を把握するための妥当性のある調査表を作成する。また，調査内容に関しては，大学間共通評価観点，子ども発達支援士の到達目標（平成 25 年度事業報告書 36 頁），実習ノート自己評価チェック（参考資料④-１）との整合性を考慮する必要がある。

【平成 25 年度事業報告書，54～55 頁】

Ｖ　履修カルテシステム

①　計画

本事業ホームページ（図８）から，履修カルテシステムに学生，教員，管理者が入力し，閲覧できるようにした。履修カルテシステムの目的は次のとおりである。

ア．連携校の学生が履修カルテシステムに登録し，履修状況を入力することで，学生自身が自らの学修や実習の進捗状況を確認できる。

イ．連携校の学生の履修状況を的確に把握するためのシステムを開発することにより，学生の学びに対する細やかな指導が可能となる。

図８．本事業ホームページ

②　活動状況と実績

履修カルテシステムは，平成 25 年度前学期に構築し，後学期より運用を開始した。本システムの具体的な使用方法については，連携校において，共通の取扱説明書（参考資料⑤）を

参考に説明会を行い，目的や方法について周知した。機能の詳細は，表８のとおりである。

「子ども発達支援士（基礎）養成プログラム」の受講学生一人ひとりに，IDとパスワードを配布し，学生自身がプログラム関連科目の修得状況や支援実習の振り返りを直接入力できるようにした。

プログラム関連科目については，在籍大学以外の大学で開講される科目のシラバスを閲覧できるようにした。また，修得状況及び支援実習状況を入力することにより，資格認定までの単位や実習時間数をセルフチェックすることができる。

連携校の教員は，学生が入力した科目の修得や支援実習の状況をチェックし，学生への履修指導や，支援実習先に関する面談等を行っている。

表８．履修カルテシステムの機能

使用者	機能
学生	①トップ画面（連絡通知表示），②修得状況セルフチェック（シラパス表示），③支援実習状況セルフチェック（支援実習先概要表示），④自己評価（評価観点，学修の振り返り）⑤ポートフォリオ，⑥パスワード変更
教職員	①学生検索，②修得状況確認，③支援実習状況確認，④自己評価・振り返り確認，⑤ポートフォリオ，⑥記入確認，⑦連絡通知
管理者	①ユーザー管理，②連絡通知管理，③データ管理（所属情報，受講者情報，職員情報，管理者情報，分野情報，科目情報，支援実習到達目標）④帳票出力（ ID通知書，資格認定証），⑤資格管理（資格情報，資格要件情報），⑥支援実習管理，⑦自己評価管理，③登録期間管理等

【関連用語の説明】

○修得状況セルフチェックとは,「子ども発達支援（基礎）養成プログラム」の５分野それぞれに相当する科目として，どの科目を履修したのかを学生が登録するものである。

○支援実習状況セルフチェックとは，どの実習先に，いつからいつまで，合計何時間出向いたかを学生が登録するものである。なお，各実習先で経験できる内容が確認できるようにしている。

○自己評価とは,「基礎・実習」,「小児保健」,「心理」,「教育・保育」,「福祉・家族支援」の５分野のそれぞれの評価観点にそって，５段階で学生自身が到達状況をチェックするものである。

○振り返りとは,「講義で学んだことや今後の課題だと感じたこと」を100字以内で学生が記入するものである。

③　評価

昨年度10月より運用を開始し，学生に入力方法について各連携校で説明会を開いた。昨年度「子ども発達支援士（基礎)」を取得して，卒業した学生100名の，履修カルテシステムへの入力状況は図9のとおりである。「修得状況」，「支援実習」，「自己評価」，「振り返り」の各項目に完全に記入している学生のみを対象として，集計した。しかし，4つの項目について，完全に，全て入力した学生は25名（25%）であり，全項目完全入力者の割合は低かった。しかし，修得状況と支援実習についてはほぼ100%の学生が入力した。

④　課題と対策

図9の結果は，履修カルテシステムに学生が直接入力できるようになったのが10月からであり，入力できる期間が短かったことが大きな原因であると考える。今年度は，受講登録者に対する5月のオリエンテーションの際，入力方法，入力期限について周知徹底を図った。

図9．平成25年度「子どもの発達支援士（基礎)」資格取得者100名の
履修カルテシステムへの入力状況

【平成25年度事業報告書，34～35頁】

vi　「子ども発達支援士（基礎)」の認定

①　計画

「子ども発達支援士（基礎)」の認定開始4年目（平成28年度）には，連携校における幼稚園教諭又は保育士の資格取得者約330人（年間）の約30%に当たる100名程度を，「子ども発達支援士（基礎)」の有資格者として輩出する。

②　活動状況と実績

本報告書で既に述べたように，平成26年3月に，西九州大学，九州龍谷短期大学，佐賀女子短期大学，西九州大学短期大学を卒業した学生の内，資格認定のための修了要件を充たして，「子ども発達支援士（基礎)」の資格を認定された学生数は100名であった。なお，佐賀大学は1年次生が受講登録を行ったので，資格認定者はまだいない。

3．連携取組の実施状況

本報告書６頁の表２「平成 25 年度『子ども発達支援士（基礎)』の資格認定者数」に示すように，平成 25 年度「子ども発達支援士（基礎)」資格認定者の内，４大学平均で 92%の学生が，幼稚園・保育所等に就職した。本報告書７頁の図４にも示すように，大学での人材養成プログラム（｢子ども発達支援士（基礎）養成プログラム」）と就職先（出口）との間に強い結びつきが見られている。

さらに，本年度より，「支援目標・仮説の立て方」と「指導・保育記録のまとめ方」をテーマに「子ども発達支援士養成卒後プログラム」（以下，「卒後プログラム」という。）を実施することで，現職に就いた「子ども発達支援士（基礎)」資格取得者の専門性の高度化を図っている。

「卒後プログラム」には，平成 25 年度に「子ども発達支援士（基礎)」の資格取得者 100 名（本報告書６頁，表２）のうち，約 40%にあたる 39 名が受講登録を行った。受講者は，受講登録後２～３年以内に「卒後プログラム」を修了することで，「子ども発達支援士」の資格が認定される。

より高度の知識やスキルを身に着けたいというニーズに応えるプログラムとしたい。

表９．平成 26 年度　子ども発達支援士養成卒後プログラム

テーマA:支援目標・仮説の立て方　　テーマB:指導・保育記録のまとめ方

担当大学	テーマ	担当者名	開催日程	時間	開催会場	その他
佐賀大学	A	内田康芳 特別支援学校教員	8月21日(木)	13時～17時	文化教育学部附属 特別支援学校	筆記用具、 動きやすい格好
西九州大学	A	西村喜文	9月14日(日)	13時～17時	西九州大学 神崎キャンパス	筆記用具
佐賀女子短期大学	B	水田茂久 泉万里江	9月27日(土)	12時半～ 16時半	佐賀女子短期大学	筆記用具
九州龍谷短期大学	B	鬼塚良太郎	9月6日(土)	13時～17時	九州龍谷短期大学 4階403教室	筆記用具
西九州大学 短期大学部	B	川邊浩史 菅原航平	8月9日(日)	13時～17時	西九州大学 神園キャンパス3号館1F	筆記用具、 動きやすい格好
フォーラム (大学コンソーシアム佐賀)	C		平成27年 2月実施予定		未定(後日メール等で連絡)	

受講登録後2～3年以内に、A･Bテーマを各2回以上、フォーラムへの1回以上の参加を含む計6回以上参加後，レポート審査をもって「子ども発達支援士」を認定

③　評価

当初は，平成 28 年度から毎年 100 名程度の卒業生に，「子ども発達支援士（基礎)」の資格認定が可能となるとの達成目標を掲げていたが，短期大学や四年制大学の最終学年にあたる学生もこの資格に関心をもち，数多く受講登録を行った。その結果，「より多くの発達障害の幼児が（その可能性のある幼児も含めて)，ニーズにあった支援を幼稚園や保育所で受けられるようにする」との本事業の目的の実現に向けて，事業は順調に進んでいると言えよう。

④　課題と対策

卒後プログラム（卒後研修とフォーラムによって構成されている）の内容が，幼稚園や保育所等のニーズにそったものとなるよう，さらに改善を重ねたい。

【平成 25 年度事業報告書，36～37 頁】

3. 連携取組の実施状況

vii　フォーラム

①　計画

事業の趣旨及び内容を地域社会に周知することを目的に，平成 26 年 2 月 22 日（土）に佐賀大学を会場として「発達障害のある幼児への支援」をテーマにフォーラムを開催した。

②　活動状況と実績

フォーラムでは事業内容や「佐賀県内の幼稚園・保育所等における発達障害の可能性のある子どもへの支援に関する調査（参考資料②)」の結果報告と，成人の当事者からの講演，県内で支援に携わっている方によるシンポジウムが企画され，当日は 76 名の参加があった。

③　評価

終了時に回収したアンケートからは，企画や内容が妥当である旨の回答が得られ，一定の成果をあげることができた。また，本事業とも関連した，幼児に対する支援の具体例や連携の実際などといった内容を求める声も多かった。

④　課題と対策

本事業ではフォーラムを現職研修の一環と位置づけており，次年度以降はステークホルダーをはじめとした地域社会への情報発信に加えて，教育研修の機能を備えるといった，更なる内容の検討が求められている。

【平成 25 年度事業報告書，38～40 頁】

viii　卒後指導と現職研修（社会人受け入れ）

①　計画

幼保専門職業人の発達障害支援のための資質向上を目的として,平成 24 年度より卒後指導と現職研修の内容や方法の検討を行い,平成 25 年度より実施準備の整ったものから順次開始する。

②　活動状況と実績

平成 25 年度は，現職研修としてフォーラムを実施し，教員・保育士等 76 名の参加があった。また，平成 26 年度から開始される「卒後プログラム」（本報告書 20 頁，表９）の実施に向け，内容・方法の検討を行った。

平成 26 年度は，「子ども発達支援士（基礎)」資格取得者 100 名（本報告書６頁,表２）に対してプログラム受講案内を行い，約 40％にあたる 39 名の卒業生が受講登録を行った。また，本報告書 12 頁に述べているように，現職研修も実施している。

③　評価

計画を順調に実施している。現職研修に関しては外部からの問い合わせも多く期待が高い。発達障害支援の資質向上を目指す社会人を対象とした研修のあり方は，まとまりつつある。

④　課題と対策

実際に一部のステークホルダーとの研修を施行した結果,実施内容･方法に関する改善点,文部科学省からの支援期間終了後も研修を継続するための事務的な手続き等の効率化が課題として挙げられる。対策として，佐賀市保育会等との連携による研修会開催や「卒後プログラム」の事務作業の簡略化に取り組む予定である。

【平成 25 年度事業報告書，41～42 頁】

ix　支援実習Ⅱ

① 計画

支援実習Ⅱは,「子ども発達支援士(基礎)」の資格取得者が次のステップとして,発達障害のある子ども等に関する支援計画等を作成し継続的な実践活動を重ねる実習である。その目的は,子どもの理解と支援に加え,保護者を取り巻く状況や気持ちを理解し支援するための視点などの習得であり,平成 26 年度から実施する。受講生は,主として 4 年制大学生であり,科目は 3 年次後期から 4 年次後期の間で開講する。なお,支援実習Ⅱの修得後は,「子ども発達支援士」の資格が認定される。

② 活動状況と実績

平成 26 年度からの開講にむけて以下を行った。

(1) 平成 25 年度開講「子どもの支援(基礎・実習)」の実習状況や成果及び問題点の把握

(2)「支援実習Ⅱ」の授業概要,到達目標の検討

支援者として子どもの基本的理解ができ,意欲と使命感を持って実践を行うための基本的な支援法を確かな力とすることに加え,個別の支援計画作成や保護者理解のための視点等の修得を目指す。

(3) 事前事後指導を含む実習時期や時間数,授業形態,科目開設の方法,担当者等の検討

○開講時期:前学期・後学期　通年を原則として,各大学の状況によって開講

○授業形態:講義・演習・実習

○科目開設の方法:既存の科目をあてる

○担当:園田貴章(佐賀大学文化教育学部),西村喜文・田中麻里(西九州大学)他

(4) 継続的な実習実施および大学との連携体制の整備が可能な実習先の検討

③ 評価

上記に示すように平成 26 年度からの実施にむけて準備を進めることできたが,実習先の選定および目的の共通理解,協同して実習を遂行するための協議には時間を要している。

④ 課題と対策

平成 26 年度は,実施概要にそった事前事後指導および現場実習の遂行を目指し,指導を行うが,課題である①受講学生と現場実習先のマッチング,②個別支援計画等作成に関する指導法の検討,③実習先との協議方法の検討を具体的に進め,さらに④保護者理解の視点を習得できる実習の検証とその方法の検討も併せて行っていく。

【平成 25 年度事業報告書,43 頁】

2）事業内容を普及させる取組の実施状況

i　共同ＦＤ研修会

① 計画

平成 24 年度以降毎年度，連携校教職員を対象にした共同ＦＤ研修会を実施し，教職員の資質向上を図る。

② 活動状況と実績

平成 24 年度には「自立支援法・児童福祉法改正に伴う福祉制度と佐賀県の相談・療育現状と課題（参考資料⑥ - 46 頁）」，平成 25 年度には「発達障害学生の理解と支援～ライフステージで見せる姿と支援のつなぎ～」を演題にした講演を開くとともに，本事業の概要説明と進捗状況を説明することで共通理解を図った。

③ 評価

平成 25 年度共同ＦＤ研修会のアンケートにおける「今後，役立ちそうですか。」という問いに対して，「とてもそう思う」「そう思う」を合計して約 94%の教職員が「今後，役立ちそうである。」と答えていることから，計画は順調に実施していると評価する。

④ 課題と対策

今後も毎年度，連携校による共同研修を実施する。共同ＦＤ研修会の実施で，各学校の教職員の発達障害に対する理解が深まっている。しかし，教育活動に還元できているかの検証については不十分なので，今後，教育プログラムの構築を図り実証していく必要がある。

【平成 25 年度事業報告書，59～60 頁】

ii　事業成果の公表

① 計画

学会やＦＤ・ＳＤ等に参加し，共通プログラムの開発状況や教育成果等を発表する。

② 活動状況と実績

報告会やシンポジウムに参加し，ポスター発表の中で，プログラム関連科目の紹介や教職員のＦＤ研修に関することなどについて報告した。

③ 評価

発達障害支援に関心のある複数の大学関係者と意見交換することができた。

④ 課題と対策

「佐賀県内の幼稚園・保育所等における発達障害の可能性のある子どもへの支援に関する調査（参考資料②）」の結果や大学間共通評価観点に基づいた教育成果については，今後検討を要する。

【平成 25 年度事業報告書，15 頁】

iii　広報活動

① 計画

本事業の取り組みを広く発信していくため，広報活動として本事業ＨＰ，ロゴマーク，広報用リーフレットを作成する。

② 活動状況と実績

平成 25 年度までに本事業ＨＰの開設と記事更新の手順を整理し,ロゴマークと広報用リーフレット（参考資料⑦）を完成させた。平成 26 年度からは，本事業ＨＰをリニューアルし，内容充実を図っている。

③ 評価

学生教育及びステークホルダーのニーズなど，あらゆる角度から検討し，広報活動に取り組むことができた。

④ 課題と対策

本事業ＨＰやリーフレットを通して，本事業をより多くの方に周知していただけるよう働きかける。また，全ワーキンググループと連携を図り，本事業の情報発信をしていく。

【平成 25 年度事業報告書，16～19 頁】

３）ステークホルダーとの協働状況

ⅰ ステークホルダーへの事業報告

① 計画

事業内容を連携ステークホルダー及び全国の幼稚園教諭・保育士養成機関等に周知することを目的として，平成 24 年度より毎年度，事業報告書を発行して関係機関に送付する。

② 活動状況と実績

平成 24 年度（参考資料⑥），平成 25 年度ともに，約 80 ページの事業報告書を作成し，佐賀県内の幼稚園・保育所等の関連機関，全国の幼稚園教諭・保育士養成機関等，約 1200 カ所に送付した。これとは別に，連携校の関係先にも約 500 部を配布した。

③ 評価

事業報告書の追加送付の問い合わせなどもあり，また，平成 25 年度から事業に対するステークホルダーからの評価も掲載しており,十分な事業周知という成果をあげることができた。

④ 課題と対策

事業報告書の事業成果の記載において，客観的なデータが不足している項目が見られるため，事業成果を評価するためのデータをさらに収集する。また，本事業ＨＰを活用してさらなる事業周知を目指す。

【平成 25 年度事業報告書，68～71 頁】

ⅱ 実施委員会等の開催

① 計画

本報告書４頁の図２「事業推進体制」に示すように，実施委員会は，佐賀県，佐賀県教育委員会，佐賀県国公立幼稚園会，佐賀県私立幼稚園連合会，佐賀県保育会，佐賀県届出保育所子育て支援会，佐賀県社会福祉協議会の７つの機関である。本事業の共同推進に当たり，協定証を締結した（参考資料⑧－１）。

② 活動状況と実績

平成 24 年度より，年２回程度，実施委員会を開催している。平成 24 年度第１回実施委員会では，本事業が採択されたことを報告し，協力を依頼した。以後，年度当初の会議では計

画の説明，年度末の会議では年度成果報告を行い，事業計画等の審議・決定を行っている。

また，佐賀県の幼稚園や保育所対象の「佐賀県内の幼稚園・保育所等における発達障害の可能性のある子どもへの支援に関する調査（参考資料②）」の実施に当たっては，ステークホルダーから，各幼稚園や保育所に対して，調査協力依頼をしていただいた。

なお，実施委員会後，学長等によって構成される大学コンソーシアム佐賀運営協議会に，年度計画と年度成果について報告し，了承を得ながら本事業を進めている。

③　評価

実施委員会を通して，本事業のことが幼稚園等に伝わり，本報告書12頁で述べたように，佐賀市公私立保育会と共に現職研修プログラムを作成するなど，大学と幼稚園等との密接な協働が徐々に進んでいるところである。

④　課題と対策

年度計画と年度活動報告の審議・決定を通して，よりステークホルダーのニーズにそった事業となるよう改善を図りたい。

【参考資料⑨】

４）連携校間の役割分担

ⅰ　連携校間の役割分担

マネジメント会議他，３つのワーキンググループ長と副グループ長は，表10の通りである。教育ＷＧは，「子ども発達支援士養成プログラム」の構成という本事業の要の業務を担うため，事業推進責任者がマネジメント会議代表と兼ねている。

各ＷＧには，連携校より，２名ずつ委員を出している。なお，統括支援コーディネーター（中島範子特任助教）はすべての会議に参加している。

表10. マネジメント会議及び各種ＷＧのグループ長と副グループ長

会議等の名称	グループ長	副グループ長
マネジメント会議	園田貴章教授（佐賀大学，事業推進責任者）	なし
教育ＷＧ	園田貴章教授（同上）	水田茂久准教授（佐賀女子短期大学），川邊浩史（西九州大学短期大学部）
支援ＷＧ	鬼塚良太郎准教授（九州龍谷短期大学）	西村喜文教授（西九州大学），中島範子特任助教（佐賀大学）
質保証ＷＧ	青木研作准教授（西九州大学）	峯晋教授（九州龍谷短期大学），中島範子特任助教（佐賀大学）

以上のように，本事業における業務を分担している他，次頁表11のように，支援実習を各大学で担当し，他大学の学生も実習生として受け入れることによって，在籍大学では経験できないような実習の機会を学生に与えている。

また，連携校共同開講科目である「子どもの支援（基礎・実習）」は，連携校教員が協力して開講している。

3. 連携取組の実施状況

表 11. 平成 26 年度支援実習の実習先と担当大学

No.	実 習 名	担当大学
1	のびルーム	佐賀大学
2	ウルトラマンクラブ	
3	放課後児童クラブ	
4	佐賀大学文化教育学部附属幼稚園保育参加	
5	大和特別支援学校ボランティア養成講座	
6	佐賀県療育支援センター行事ボランティア	
7	佐賀県療育支援センター春日園での余暇支援	
8	第38回佐賀県自閉症児･者療育キャンプ	
9	日の隈キッズ	西九州大学
10	学校訓練会	
11	佐賀心理リハビリテイションキャンプ	
12	佐賀心理リハビリテイション訓練会	
13	鳥栖心理リハビリテイション訓練会	九州龍谷短期大学
14	久留米市幼児教育研究所ポプラ学級1日ポプラ	
15	久留米市幼児教育研究所ポプラ学級託児	
16	放課後児童クラブゆう	
17	NPO法人しょうがい生活支援の会すみか動作訓練	
18	NPO法人しょうがい生活支援の会すみか外出活動	
19	NPO法人しょうがい生活支援の会すみか放課後等デイサービス事業	
20	療育室きらり	
21	臨床保育室｢おひさま｣相談事業	佐賀女子短期大学
22	佐賀女子短期大学附属認定こども園現場支援実習	
23	佐賀市手をつなぐ育成会子ども部 「笑育舎」	
24	NPO法人セルフ （夏休み教室と季節イベント）	
25	わくわくワーク （知的障害児サークル）	
26	ぽっぽ	西九州大学短期大学部
27	NCN研究大会	

４．連携取組における評価及び改善・充実への取組

１）各種評価を受けた事業の改善状況

ⅰ　ステークホルダーからの評価

前述のとおり，佐賀県，佐賀県教育委員会，佐賀県国公立幼稚園会，佐賀県私立幼稚園連合会，佐賀県保育会，佐賀県届出保育所子育て支援会，佐賀県社会福祉協議会の７つの機関をステークホルダーとして協力をいただいている。

平成 25 年度事業報告書の８～13 頁に掲載している，「ステークホルダーからの評価」を一部抜粋し，紹介する。なお，それぞれの職位は，平成 26 年度現在である。

「発達障害など専門的な支援を必要とする子どもの数は増加傾向にあると，医療，保健，保育,教育のさまざまな現場の方々から聞いており,療育現場を担う人材育成は喫緊の課題です。そのような中，大学コンソーシアム佐賀が取り組む「大学問発達障害支援ネットワークの構築と幼保専門職業人の養成」事業は，時宜にかなったもので，県内の産学官連携のネットワークづくりにもつながるものであり，県としても大いに期待しています。」

（佐賀県健康福祉本部障害福祉課課長　宮原弘之様）

「来年度以降，卒後研修や現職研修にも取り組むこととされているが，一歩進めて，小・中学校の現職教諭等の専門性の向上を図るために県教育委員会が実施している取組と有機的に連動することができれば，本県の発達障害児教育の更なる充実を図ることができるものと考えているので，今後とも，大学コンソーシアム佐賀と情報交換を密にしながら，一層の連携・協力を図ってまいりたい。」

（佐賀県教育庁教育政策課課長　神代芳男様）

「大学間発達障害支援ネットワークの構築と幼保専門職業人の養成」の事業は，専門的な知識や技能を身につけた保育者の養成や研修の提供を始め，発達障害の可能性がある子どもたちが適切な支援を受けながらその家族と共に安心して過ごせることを目標にした取り組みがなされており,多くの成果を保育現場で生かしていきたいと思い,大いに期待しているところです。」

（佐賀県国公立幼稚園会研究推進委員長　竹内惠子様）

「今年度，幼稚園や保育園に対してアンケートを行ってもらった。様々な園での様子が表れ，分析が進むと養成プログラムをさらに深めるものと期待している。個人的な感想だが，近年，深めなければいけないと思うのは，個別の支援計画や個別の指導計画の作成だ。より，特性のある子どもに丁寧に関わるためには欠かせないものだと思う。各園で個別なものを作り，研究をしているが，最初から意識をもって作成に関わる保育者がいると，現場の雰囲気も変わってくるのではないか。」

（佐賀県私立幼稚園連合会副会長　高尾恵子様）

4. 連携取組における評価及び改善・充実への取組

「発達障害の児童が増えている事を考えると，その児童を理解して対応できる支援者が必要となります。プロの意識でしっかりと対応できる人の確保と人数の拡充も求められていているなか, 今回, 各校で養成プログラムが取り組まれであることは素晴らしい事だと感じています。」

（佐賀県保育会事務局次長　金ヶ江和文様）

「発達障害・気になる子」として療育又は観察が必要な幼児数に増加傾向が見られます。佐賀県届出保育所子育て支援会（認可外保育所・事業所内保育所）でも，［気になる子］が増加傾向だと意見が出てきています。早期発見・早期訓練が必要だと現場でも分かっていますが，情報不足・知識不足・支援者不足で，悪循環の環境だと感じます。「大学間発達障害支援ネットワークの構築と幼保専門職業人の養成」によって，「子ども発達支援士」がもっと増加し，現在，現場で，頑張っている方々にも広めていければ，療育支援を受ける子どもたちもより一層，生活環境向上出来ると感じます。

「夢がある佐賀から，全国に発信出来ていければ，みんなが幸せになると思います。」

（佐賀県届出保育所子育て支援会事務局長　岡　孝二様）

「現場を体験して初めて課題をしっかり認識できるようになることから，卒後指導と現職研修は非常に重要なものと考える。当面，子ども発達支援士資格を取得した卒業生を対象に卒後指導を実施されるということであるが，これは現場での課題を以後の養成内容に反映させることによってより効果的な養成プログラムの組み立てにも役立つものと考える。

一方，県社会福祉協議会としては，資格を持たない多くの現職職員への研修への期待も大きく，次年度以降の現職研修実施に向けた検討について，受講者のレベルや職場環境の違いなども踏まえた十分な検討をお願いしたい。」

（佐賀県社会福祉協議会事務局長　初村健二様）

以上のように, 各ステークホルダーから, 本事業に対して高い評価や要望が寄せられている，佐賀県５大学が一丸となって，この取組の継続と発展を図る所存である。

５．補助金の計画的な執行状況

本事業は，平成 24 年度から平成 28 年度までの間，文部科学省大学改革推進等補助金（以下「補助金」という。）による支援を受けて実施される。そのため，基本的には予算及び決算については，補助金の執行状況についてのみ言及する。しかし，事業の実施状況により，補助金以外の予算を本事業に支出する場合があるため，関連する他の予算についても，現在の状況を言及することとする。

また，補助金については，本事業において予算，決算，設備投資面での金額がどの程度の規模を占めているかは重要なので，「費目別収支決算書（参考資料⑩－１）」を参照いただきたい。

１）予算

i　大学コンソーシアム佐賀の予算

現時点では，本事業において大学コンソーシアム佐賀に予算申請は行っていない。

ii　大学改革推進等補助金（大学改革推進事業）の予算

補助金の交付決定は，年度毎に文部科学大臣宛て提出する「大学改革推進等補助金（大学改革推進事業）交付申請書」を算定資料として，文部科学大臣が決定する。本申請書は，大学間連携共同教育事業マネジメント会議 及び各ワーキンググループ の事業計画を取りまとめの上，当該年度の事業実施計画，事業の内容，事業から得られる具体的な成果，及び予算について記載することとなっている。申請書の作成，提出にあたっては，補助金が税金で賄われていることに鑑み，次のような観点で予算の適性化がなされている。

①　事業実施計画は当該年度に実施可能な現実的な内容か。ワーキンググループ間の関連する事業計画について，適切に調整がなされ，整合性及び順位性が保たれているか。

②　具体的な成果は実現可能な範囲で，かつ，見える形で実績が示せるものとなっているか。

③　予算項目は事業計画と関連性・必要性が十分に説明できるか。

④　予算額は事業の目的を鑑み妥当な金額であるか。過大になっていないか。

⑤　特に設備備品については，事業上の使途等に照らして，適正な利用頻度があり，その必要性・有効性が認められるか，購入する場合と借り上げした場合の費用比較を十分行い購入した場合の費用が安価であるか，学内に代替可能な設備備品がないか。

iii　各大学の自己財源による予算

先述のとおり，現在は補助金による支援期間であるため，予算作成の段階では各校とも自己財源は予算措置していない。決算及び交付額確定に伴う自己財源の支出については，「ii 決算」を参照いただきたい。

２）決算

ⅰ　大学コンソーシアム佐賀の決算

予算同様，現時点では大学コンソーシアム佐賀予算とは明確に区別して経費を執行している。

ⅱ　大学改革推進等補助金（大学改革推進事業）の決算

補助金の決算及び交付額の確定は，文部科学大臣宛て提出する「大学改革推進等補助金（大学改革推進事業）実績報告書」を算定資料として，文部科学大臣が行う。文部科学省担当官により，交付申請書提出時の事業計画に沿って事業の実施及び予算の執行が適切に行われたかが精査されており，全ての内容確認が完了した段階で補助金の交付額確定の通知を受けることとなっている。

平成 24 年度補助金については，この確定通知を受領しているが，一部の経費について，補助金による支出が認められなかった（参考資料⑩－２）。これは，予算としては文部科学大臣の承認を得ていたものの，当初の計画どおりに執行できなかったことが原因である。これを受け，今後は各経費について契約予定日，納品・完了予定日を予め定め，予定どおりに執行できているかを定期的に点検する予定である。

平成 25 年度補助金については，現時点では交付額の決定はなされていないが，実績報告書提出の時点で，経費の執行残があった（参考資料⑩－１）。具体的には，先進事例の調査に係る旅費及び，履修カルテシステムのサーバ購入用に予算申請していた経費である。履修カルテシステムについては，予算申請段階では外部クラウドシステムをレンタルするか，サーバを購入するかが決定しておらず，申請後にクラウドサービスをレンタルすることに決まったために，サーバを購入する必要がなくなったことによる執行残であり，事業の推進に影響はない。

一方先進事例調査旅費については，平成 25 年度が「子ども発達支援士（基礎）養成プログラム」へ学生を受け入れる最初の年であったこともあり，予期せぬ課題への対応に追われ，先進事例調査を予定どおり実施できなかったことが要因としてあげられる。事例調査は予定していたほど実施できなかったが，その分，必修科目である「子どもの支援（基礎・実習）」における実習先の開発・講義内容の検討及び成績判定の方法について深く議論をすることができた。今後は，予算計画を立てる段階で，執行の実現可能性をより厳密に検証し，計画どおりに事業が実施できるよう努める必要がある。

ⅲ　各大学の自己財源による予算の決算

先述のとおり，平成 24 年度補助金について一部の経費の返還が求められ，大学の自己予算から返還額を支出することとなった。また，平成 24 年度は，一部の大学において，事業推進の過程で追加の予算が必要となり，大学の自己財源から事業経費を一部負担している。このことについて，補助金執行上の問題はない。ただし，このことについても，計画を立てる段階で業者から見積りを取るなどして，予算が不足しないように努める必要がある。

３）施設・設備等

各大学は，事業実施のために必要な設備及び備品を購入し，役割分担に沿って，事業評価欄に記載した内容のとおり活用している。購入にあたっては，予め文部科学省に提出する「大学改革推進等補助金（大学改革推進事業）調書」にて，購入予定備品等を記載し精査を受けている。また購入後も，「大学改革推進等補助金(大学改革推進事業)実績報告書」にて，その使途，頻度，必要性等について，文部科学省より再度精査を受けており，適正な執行を行っているものと考える。

導入した主な設備として,発達障害等のある幼児への支援活動で使用する行動観察システム，心理検査セット，実習学生へ貸し出すためのノート型パソコンなどがある（参考資料⑩−３）。

４）その他

大学改革推進等補助金の執行にあたっては，連携する 5 大学間で共同事業契約を締結しており，補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。)，補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。)，及び大学改革推進等補助金交付要綱（平成 17 年 4 月 1 日文部科学大臣決定。）の定めに従い，適正な執行を行っているものと考える（参考資料⑧−２）。

６． 総括的評価

本事業の目的は，幼児教育の専門職業人を目指す学生の専門性を向上させることにより，より多くの発達障害の幼児が（その可能性のある幼児も含めて），ニーズにあった支援を幼稚園や保育所で受けられるようにすることである。

その実現のために,①発達障害等をテーマとする大学間共通教育プログラムを共同開発する，②連携校が有する療育指導資源を生かして，大学間発達障害支援ネットワークを構築し，地域の療育ニーズに対応する，の２つを目標としている。

以上の目的や目標のもと，外部評価委員には具体的には，次の６項目について評価を依頼した。

【評価項目】

①連携取組の当初の目標や成果に対する進捗状況について

②大学間共通教育プログラムである「子ども発達支援士養成プログラム」の構築と実施状況について

③ステークホルダーとの協働について

④連携校間の役割分担について

⑤事業内容を普及させる取り組みについて

⑥補助金の執行状況について

（⑦課題と対策についての提言等）

【評定基準】

①～⑤について，それぞれ次の５段階で評定する。

Ⅴ：特筆すべき進捗状況にある

Ⅳ：順調に進んでいる

Ⅲ：おおむね順調に進んでいる

Ⅱ：やや遅れている

Ⅰ：重大な改善事項がある

⑥について，３段階で評定する。

Ⅲ：適正に執行されている

Ⅱ：一部に改善点がある

Ⅰ：適正に執行されていない

評価項目ごとの自己評価と自己評定は下記のとおりである。

６．総括的評価

①　連携取組の当初の目標や成果に対する進捗状況について

本報告書７頁の図４「『子ども発達支援士（基礎)』資格取得者の主な就職先」に示すように，「子ども発達支援士（基礎)」資格を認定された卒業生の内，約 80%が，保育所，幼稚園，認定こども園，児童養護施設，小学校等に就職した。短期大学専攻科への進学者を除くと，92%が幼稚園等に就職し，養成プログラムと就職先が強く結びついている。

このことから,「幼児教育の専門職業人を目指す学生の専門性を向上させることにより，より多くの発達障害の幼児が（その可能性のある幼児も含めて)，ニーズにあった支援を幼稚園や保育所で受けられるようにする」との本事業の目的の実現に向けて，事業は順調に進んでいると言えよう。

しかし,本報告書９頁の図５「平成 25 年度卒業生の分野別自己評価到達度評価(５段階評価)」に示すように，学生自身による自己到達度評価によると,「基礎・実習」分野の評価は高いものの，それ以外の「小児保健」,「心理」,「教育・保育」,「福祉・家族支援」の各分野の自己到達度は５段階評価の３であったことから，支援に必要な基礎的な知識の学修は十分とは言えないので，自己評定は,「Ⅳ：順調に進んでいる」とする。

②　大学間共通教育プログラムである「子ども発達支援士養成プログラム」の構築と実施状況について

「体系的な大学間共通教育プログラム及び連携校共通の大学間共通評価観点の開発を行うことにより，本教育プログラムにおける教育の質保証が可能となる」(「平成 24 年度大学改革推進等補助金（大学改革推進事業）調書」より）との目標のもと，大学間共通評価観点を作成し，子ども発達支援士養成プログラムを構築した。

短期大学では，カリキュラムや時間割に余裕がないため，連携校共同開講科目は「子どもの支援（基礎・実習)」(必修，１年生以上，通年，２単位）のみとした。連携校は,「子ども発達支援士（基礎）養成プログラム」関連科目（選択必修）の担当教員に依頼し，科目内容に大学間共通評価観点を反映させて，開講するという方法をとった。

当初の計画通りに，平成 25 年度より大学間共通教育プログラムを開講した。しかし，先にも触れた本報告書９頁の図５「平成 25 年度卒業生の分野別自己到達度評価（５段階評価)」の状況及び実習先の施設や団体から実習指導の充実を求められていることから，自己評定は,「Ⅳ：順調に進んでいる」とする。

なお，平成 25 年度に佐賀県の幼稚園と保育所を対象に行った，保育者に必要な知識・技能に関する調査(「佐賀県内の幼稚園・保育所等における発達障害の可能性のある子どもへの支援に関する調査（参考資料②)」に含まれている。）により明らかとなった，養成プログラムに導入が可能な９つの項目（平成 25 年度事業報告書 31 頁）をもとに，本報告書 11 頁の表５「平成 26 年度大学間共通評価観点」のように，体系性の明確化を図るため，大学間共通評価観点を大括りにし，各関連科目に含めるべき具体的内容を別に挙げるようにした。

さらに,「子ども発達支援士（基礎)」の資格認定に当たっては，基礎知識についてのテストを本年度より実施し，客観的な視点から教育の質保証を図る。

③　ステークホルダーとの協働について

本報告書４頁の図２「事業推進体制」に示す通り，実施委員会を，ステークホルダー（佐賀県，佐賀県教育委員会，佐賀県国公立幼稚園会，佐賀県私立幼稚園連合会，佐賀県保育会，佐賀県届出保育所子育て支援会，佐賀県社会福祉協議会）の参加を得て，毎年２回程度会議を開催し，本事業に対する審議・決定を行っている。

また，本報告書 12 頁で述べたように，平成 26 年４月，ステークホルダーである佐賀市公私立保育会からの要請を受けて，現職保育士対象の２年間（１年間４回）に亘る研修計画を保育会と共に作成し，実施している。そして，要請を受けて，５月に佐賀市公私立保育会主任研修会，６月に佐賀市私立保育園会の中堅者研修を実施した。メインテーマは「発達障害のある幼児の困り感と保育者の役割」である。

幼稚園・保育所の現職対象の体系的な研修プログラムを，今年度中に作成することになっているが，佐賀市公私立保育会と共に現職研修プログラムを作成するなど，協働が徐々に進んでいるところである。

実施委員会において，ステークホルダーから「発達障害のある幼児への支援だけでなく，保護者への対応・支援を養成プログラムで取り上げてほしい」との意見が多く出された。そのような内容も現職保育者の具体的ニーズを踏まえながら現職研修プログラムの中に取り入れたい。

さらに，本報告書 12 頁の表６「連携校以外の施設や団体での支援実習の実施状況」で示すように，平成 25 年度は，非常に多くの学生が，佐賀県療育支援センターや特別支援学校，親の会等，連携校以外の施設や団体で支援実習を行っており，地域の療育ニーズに応えることができた。

本報告書の 27-28 頁に述べているように，各ステークホルダーから，本事業に対して高い評価や要望が寄せられている。

しかし，本事業ＨＰ等を活用した情報の提供が未だ十分ではなく，本事業がまだよく知られていないこと等から，自己評定は，「Ⅳ：順調に進んでいる」とする。

④　連携校間の役割分担について

本報告書 25 頁の表 10 に示すように，マネジメント会議と３つのＷＧのグループ長と副グループ長を連携校間交換で分担し，それぞれ業務を進めている。

「子ども発達支援士（基礎）養成プログラム」の必修科目である連携校共同開講の「子どもの支援（基礎・実習)」は，連携校教員が協力して実施している。

また，本報告書 26 頁の表 11「平成 26 年度支援実習の実習先と担当大学」に示すように，支援実習を各大学で担当し，他大学の学生も実習生として受け入れることによって，在籍大学では経験できないような実習の機会を学生に与えている。

しかし，連携校間の役割分担については，さらに検討すべきことがあると思われるので，自己評定は「Ⅳ：順調に進んでいる」とする。

⑤　事業内容を普及させる取組について

平成 25 年度及び平成 26 年度に，連携校の教職員を対象とした共同ＦＤ研修会，一般市民も対象としたフォーラムを実施した（本報告書 23 頁）。それにより，連携校教職員や一般市民の本事業と発達障害に関する理解が進みつつある。また，毎年，日本ＬＤ学会等で成果発表を行っている。

また，本事業ＨＰを開設し，記事更新の手順を整理した。また，取組に対する認識を社会的に広めるため，ロゴマークを作成した。そして，広報用リーフレット（参考資料⑦）を作成し，広報に努めている（本報告書 23-24 頁）。

学生教育及びステークホルダーのニーズなど，あらゆる角度から検討し，平成 26 年度からは本事業ＨＰをリニューアルし，内容充実を図っているところであるが，ＨＰやリーフレットを通して，本事業をより多くの方に周知していただけるような働きかけや，全ワーキンググループと連携を図り，本事業の情報発信をすることが未だ不十分であることから，自己評定は「Ⅲ：おおむね順調に進んでいる」とする。

なお，佐賀大学が，来年度（平成 27 年度），一般社団法人日本ＬＤ学会第 24 回大会（佐賀）の開催校となったので，大会企画シンポジウムとして「幼稚園・保育所での発達障害のある幼児への支援と保育者の役割」（仮テーマ）を開催し，事業成果を広く知らせる機会とする。

⑥　補助金の執行状況について

本報告書の 29-31 頁で述べているように，補助金の執行状況については，大学改革推進等補助金交付要綱及び取扱要領等に則り，連携校間で共同契約を締結し，経費の適切な執行に努めているものの，一部，補助金による支出が認められなかったものや，当初の計画から大幅に変更されたものがあり，改善を要する。

以上のことから，自己評定は「Ⅱ：一部に改善点がある」とする。